

令和5年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち  
農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための  
知財マネジメントの手引き  
**【手引き分冊版②研究開発後の保護と活用編】**

令和6年3月

**農林水産省**

知財マネジメントの強化支援検討委員会作成

## 4. 研究成果の保護と活用

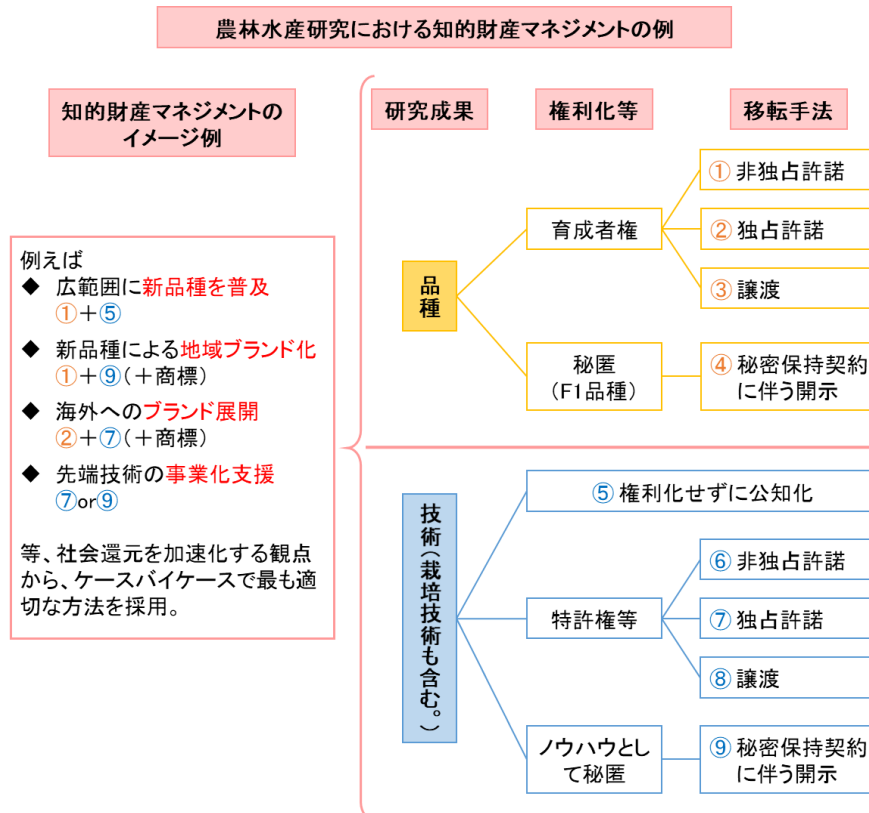
### (1) 育成者権、特許権、商標権等と営業秘密、公知化の組み合わせ

開発された新品種を保護する手段としては育成者権だけでなく特許権、商標権も活用できます。例えば、「茶の原料葉とピワ葉の揉捻加工による発酵茶及び発酵茶に含有される抽出物を有効成分とする組成物」として特許登録した事例(事例集(3))があります。地域の農産物や育成品種の特性を活かした新たな加工食品を県内企業と共同開発し、加工食品に関する特許を出願することも可能です。

また、権利化と秘匿化の組合せや複数の知的財産権の組合せにより、知的財産を保護しつつ事業化を展開します。例えば、権利化と秘匿化の組合せに関しては、新たに開発した機能性素材の製法に係るノウハウを秘匿化し、機能性素材(物質特許)と組み合わせる手法が考えられます<sup>1</sup>。

育成者権や特許権を商標権と組み合わせることも有力な方法です。例えば、登録品種名称「福岡 S6 号」は、登録商標「あまおう」のブランドで販売されています(事例集(1)参照)。新品種(技術)に基づいたブランド展開を図ることにより、名称の面から他との差別化を図ることができます。また、育成者権や特許権が消滅した後も商標権による保護が可能です。商標は外国における権利についても比較的簡便・低コストで取得可能です。

図表 1 農林水産研究における知的財産マネジメントの例



<sup>1</sup> (引用) 農林水産技術会議「農林水産研究における知的財産に関する方針」(令和4年12月) p.8

(出所)農林水産省「農林水産省知財戦略 2020～そのポイント～」平成 27 年 7 月(一部変更)

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_senryaku/pdf/senryaku\\_point.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/pdf/senryaku_point.pdf)

## 育成者権

種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に基づく育成者権は、植物新品種を対象として与えられる知的財産権であり、品種登録により発生します。日本の品種登録制度は、UPOV 条約(植物の新品種の保護に関する国際条約。仏語:Union Internationale pour la protection des obtentions vegetales)に準拠した制度です。育成者権の存続期間は、登録日から 25 年(又は 30 年)となっています。存続期間が 30 年の対象となるものは、木本性植物(果樹、林木、観賞樹など)に限られます<sup>2</sup>。品種登録にあたっては、品種特性(区分性、均一性及び安定性)、未譲渡性、名称の適切性の要件を満たさなければなりません。

種苗法上登録品種の育成者権の効力は、変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換え又は細胞融合(非対称融合に限る。)により、当該品種の主たる特性を保持しつつ特性のごく一部を変化させて育成された品種(従属品種)の利用にも及ぶこととなっています。このため、原品種のほとんどを受け継ぎ原品種の評判を利用して普及・販売される従属品種の育成者権を取得しても、その利用に当たっては原品種の育成者から許諾を受けなければならない場合もあることに留意する必要があります。

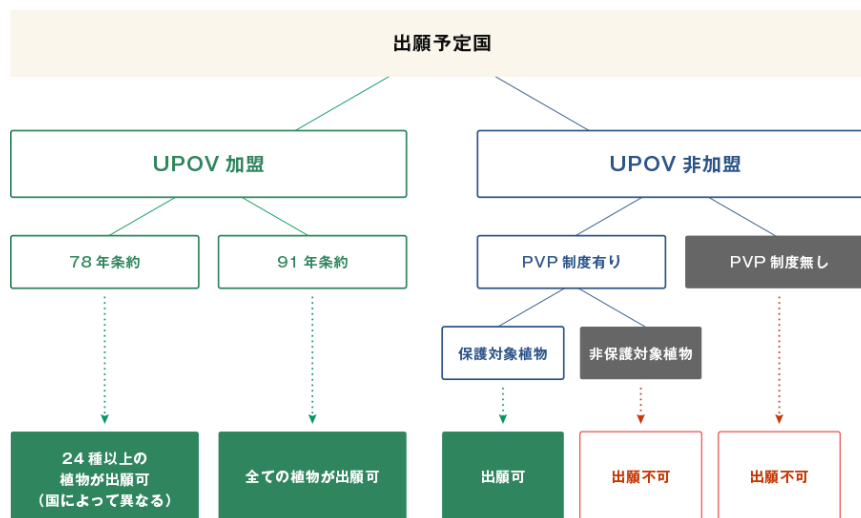
海外を視野に入れた場合、日本の品種登録制度で得られた権利は、あくまで国内に限定されたものであり、ビジネスを海外に展開する場合は各国の保護制度を検討することになります。その際、対象国が UPOV 条約に加盟している国であるか否か、加盟している場合には、78 年条約あるいは 91 年条約のいずれを批准しているかが判断のポイントとなります。

※令和 4 年 4 月からは、ゲノム編集(遺伝子組換えを除く。)が追加されました。

---

<sup>2</sup> UPOV91 年条約では、育成者権の期間が 20 年(樹木及びぶどうについては 25 年)未満であってはならないとされています。

図表 2 育成者権の海外出願に対する考え方



(出所) 植物品種等海外流出コンソーシアム

[https://pvp-conso.org/page\\_03/](https://pvp-conso.org/page_03/)

UPOV 条約には 78 年条約と 91 年条約が併存しており保護対象植物種や権利の範囲が異なります。国内で販売(譲渡)された品種に係る育成者権を外国で取得しようとする場合、UPOV 条約のほとんどの加盟国では、日本国内での販売等から 4 年以上(樹木及びぶどうは 6 年以上)経過している品種は新規性(日本法の未譲渡性に相当)がないとみなされ、当該国における育成者権は与えられないことに留意する必要があります。特に米国においては、通常の品種保護法(Plant Variety Protection Act)の他、対象植物種(塊茎植物を除く無性繁殖植物に限る)や権利範囲、未譲渡性の期限が異なる(日本国内での販売等から 1 年以内)植物特許法(Plant Patent Act)があり戦略に応じた選択が必要となります<sup>3</sup>。また、UPOV 条約に加盟していない国で独自の保護制度を持っている国もあります。例えば、ミャンマー、ブルネイのように UPOV 条約の則した国内法を整備しているケース、或いは独自の保護制度を持っている国、そもそも品種保護制度が確立していない国もあり、ビジネスの枠組みと照らし合わせて育成者権の保護を計る必要があります。

農林水産省「植物品種等海外流出防止対策事業」実施のため、(公社)農林水産・食品産業技術振興協会、(一社)日本種苗協会、(一社)日本果樹種苗協会、全国食用きのこ種菌協会、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターの連携により「植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム」<sup>4</sup>を立上げ海外出願に関する情報提供を実施しています。

<sup>3</sup> 米国では、植物特許法が無性繁殖植物を保護対象とし、植物品種保護法が有性繁殖植物・塊茎植物の品種を保護対象としていましたが、2018 年に植物品種保護法が改正され、無性繁殖植物も同法により保護されることになりました。


<sup>4</sup> 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム <https://pvp-conso.org/>

図表 8 UPOV 条約の概要

## UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）

- UPOV条約は植物新品種の保護に関する**国際的な共通ルール**（保護の条件、保護内容、保護期間など）を定める条約
- UPOV加盟国では**植物新品種の保護が可能**であるが、保護を得るためには**それぞれの国ごとに品種登録が必要**
- 1968年に発効し、締約国は、EU(27か国)、アフリカ知的財産機関(OAPI 17か国)を含む全世界の78か国・機関

UPOV : Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales

	91年条約 加盟国・機関：61	78年条約(旧条約) 加盟国：17	
保護対象	全ての植物	24種類以上	
育成者権の及ぶ範囲	種苗、 <b>収穫物</b> 、一部の加工品（無断増殖・無断栽培の差止めに加え、 <b>無断栽培された農産物等も差止め可能</b> ）	種苗のみ（無断増殖・無断栽培を差止め）	
育成者権の及ぶ行為	種苗の生産、販売、 <b>輸出、輸入</b> 、 <b>収穫物等</b> の生産、販売、輸出、輸入 <b>自家増殖は原則制限</b> （例外扱いは可能）	種苗の生産・販売 自家増殖は可能	
育成者権の最長存続期間	登録から20年以上 （永年性植物は25年以上） ※ <b>日本はそれぞれ5年延長</b> している	登録から15年以上 （永年性植物は18年以上）	
主要加盟国(東アジア)	日本、韓国、シンガポール、ベトナム	中国	
(その他)	EU、英国、スイス、ロシア、トルコ、ウクライナ、米国、カナダ、豪州	メキシコ、チリ、ブラジル、NZ、南ア	
備考	<b>TPP(CPTPP)ではUPOV91年条約加盟義務を規定</b>		

出所 農林水産省

ビジネスを海外に展開しない場合であっても、意図せず登録品種が海外に持ち出され、現地で産地化されてしまうリスクもあります。このような海外流出を未然に防止する観点から、令和2年の種苗法の一部改正により、登録品種の種苗等が正規に販売された(育成者権者の意思によって譲渡された)後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例が設けられました。(令和3年4月1日施行)

なお、主に野菜などのF1品種は、従来、親品種を秘匿することで保護することが多くみられましたが、近年、遺伝解析技術の進展により、F1品種の親品種が特定されてしまう可能性があることから、種苗法による育成者権の取得を検討する必要があります。

### 令和2年種苗法改正の概要(令和2年12月2日成立、12月9日公布)<sup>5</sup>

- 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等が出来るようにするための措置
- ① 育成者権 が及ばない範囲の特例の創設
  - ② 自家増殖の見直し
  - ③ 質の高い品種登録審査を実施するための措置

<sup>5</sup> (参考)農林水産省「種苗法の一部を改正する法律概要」より作成、(2020年12/23 確認)

育成者権を活用しやすくするための措置

- ① 品種登録簿に記載された特性(特性表)と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度の制定
- ② 育成者権が特性表の訂正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度の制定

その他

- ① 特許法等に倣い、i 職務育成品種規定の充実、ii 外国人の権利享有規定の明確化、iii 在外者の代理人の必置化、iv 通常利用権の対抗制度、v 裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充
- ② 指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化

### 種苗法改正について確認

○ 海外持出制限および国内の栽培地域指定

出願者が、品種登録出願時に、登録品種の種苗を持ち出す意図がある国を「指定国」として指定し、指定国以外の国への種苗の持出を制限する旨の利用条件を農林水産省に届け出ることによって、登録品種の国外への持出しについて、育成者権者が制限できるようになりました。同様に、産地を形成しようとする国内の地域を「指定地域」として指定し、指定地域以外での栽培を制限できるようになりました。


出願を予定している品種について、海外への持出しの制限や、国内の栽培地域の制限の活用を検討していますか？

\*「指定国なし」と届出を行うことで、海外への持出し全てに育成者権の行使が可能です。なお、「指定国」や「指定地域」として公示された後に、これを取り消し、持出し可能な国や栽培可能な地域を狭めることはできないので注意が必要です。

○ 許諾に基づく登録品種の増殖

令和4年4月1日から、農業者による登録品種の増殖は育成者権の許諾が必要となります。許諾方針を決定する際には、品種の特性や産地づくりの方針、流出防止等の観点から、許諾を認めない判断を行うことも可能です。増殖を認める場合は、増殖実態を把握できる手続きをとることが望ましいです。手続きなく許諾することも可能ですが、この場合、違法増殖の把握が困難になり、他県や海外への流出を防止することが難しいことに留意する必要があります。

品種の特性や産地づくりの方針、流出防止等の観点から、農業者による増殖の可否、許諾の在り方を検討していますか？


▶ サイトマップ ▶ お問い合わせ ▶ English

---

農研機構について | 研究情報 | 産学連携・品種・特許 | プレスリリース・広報

---

ホーム / 産学連携・品種・特許 / 品種 / 農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて(農業者向け)

**農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて  
(農業者向け)**

最終更新日：令和3年11月16日  
更新日：令和3年10月14日  
公表日：令和3年8月31日

種苗法の一部改正により、令和4年4月1日以降、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等(以下「利用許諾業者」とします。)を通して正当に入手した種苗から得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為(農業者が登録品種の種子、親株や苗木等から採ったツル苗や苗木等を種苗として利用することを含めて、以下「自家用の栽培向け増殖」とします。))は、育成者権者の許諾が必要となります。

農研機構が単独で育成した登録品種(出願中の品種を含みます。以下同じ)の自家用の栽培向け増殖に係る許諾の手続きは下記のとおりです。

なお、他者と共同で権利を有する登録品種(共有品種)及び農研機構が保有する特許権が関わる登録品種につきましては、対応が異なる場合がございますので、個別にご相談下さい。

この許諾は自家用の栽培向け増殖に係るものであり、増殖した種苗の他者への譲渡(有償・無償に関わらず)を許諾するものではありませんのでご注意ください。

農研機構の登録品種にかかると利用許諾業者のリスト [● 特許・IP種苗の入手先リストのページ](#)  
 農研機構育成の登録品種リスト(随時更新します) [● 別紙【出願中・登録品種】](#) [【育成者権利切れ】](#)

**[参考情報]農研機構の自家用の栽培向け許諾のウェブサイト**  
<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

法改正以前に締結した許諾契約の許諾条件を見直しましたか？

登録品種の表示

登録品種である旨の表示および海外持出制限等の利用条件の表示が種苗の取引単位毎に、種苗又はその包装になされていますか？

\* 出願中であっても、任意で「品種登録出願中」と表示することは推奨されます。

新たな品種登録手続きと育成者権を活用しやすくするための措置

令和4年4月1日から出願手続きが変わり、審査手数料が必要となることは確認していますか(出願料と登録料は引き下げられます)？

出願時に記載する特性は、育成者権侵害の立証に特性表を利用できることを踏まえ検討していますか？

(参考)改正種苗法 QA より作成 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/attach/pdf/shubyoho-43.pdf>

### 特許権<sup>6</sup>

特許法に基づく特許権は発明を保護の対象とする知的財産権です。特許権の存続期間は、出願から最長 20 年(存続期間の延長登録があったものは最長 25 年)です<sup>7</sup>。農林水産業・食品産業

<sup>6</sup> 特許庁が所管する「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の制度概要や出願については、「知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト」でご覧になれます。

<https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/index.html>

<sup>7</sup> 第 4 年以後も権利を維持するためには、当該年に入る前までに次の年の特許料(一般的に「年金」といいます。)を納付しなければなりません。

分野における特許権の対象は、植物の育種・交配・栽培等の方法や装置、新規の植物系統・微生物やその利用方法、農業機械や農具、肥料、農薬、食品の調理方法・装置・保存方法等多岐にわたりますので、研究成果を他の法律で保護しにくい場合でも、特許による保護が可能な場合があります。

発明の種類は、1)物の発明、2)単純方法の発明及び3)物を生産する方法の発明の三種に分かれます。1)については物の生産、使用、譲渡等、輸出、輸入等に権利が及び3)については、方法の使用に加えて当該方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出、輸入等にも権利が及びますが、2)については方法の使用のみに権利が及びます。このように発明の種類によって権利の範囲が異なるため、公的研究機関等は、特許出願に当たっては、これらの組み合わせや使い分けについて検討しておく必要があります。

また、発明には、ある物の特定の性質に着目してその物の利用方法を発見したことに基づく、いわゆる用途発明も含まれます。なお、平成28年に、食品の用途発明の審査基準が改定され、公知の食品について新たな用途を特定した際の新規性が認められる可能性が広がりました。新規性の関門をクリアし、進歩性等の他の要件を満たせば、食品の用途発明についても特許を取得できる可能性があります<sup>8</sup>。

特許出願の検討にあたっては、同様の技術が既に国内外で出願、公開等されているため新規性が失われている可能性もあることから、国内だけでなく外国の特許情報にも留意する必要があります。

特許権の出願書類の作成にあたっては、学術論文とは書き方が異なることに留意すべきであり、権利範囲が広い方が権利行使の際に有利になることに留意しながら作成することが重要です。例えば、明細書に記載する実施例が特定の品目に関するものであっても、他の品目に適用できることが論理的に明細書の記載等から理解可能であれば、当該他の品目も権利範囲として認められる場合もあります。なお、権利範囲が広いと拒絶にされやすいことにも留意する必要があります。

また、出願の内容は出願から約1年6ヶ月後に公開<sup>9</sup>されるため、戦略上秘匿すべき内容が出願書類に書かれていないかについても留意する必要があります。さらに、特許出願後においても、国内優先権を主張し実施例を追加するだけでなく、出願した発明の周辺技術や応用技術についても権利化する等、強い知的財産権にするための取組が重要です。方法に関する発明(物を生産する方法を含む)であって、極めて優位性が高く競争力につながるため技術流出のリスクを最小化すべき技術については、営業秘密として秘匿化することも視野に入れて検討することが重要です。なお、外国で権利を取得したい場合は「4. (5)海外出願の重要性と留意事項」を参照してください。

---

<sup>8</sup> (参考) 特許庁技術懇話会「食品の用途発明に関する審査基準の改定」

<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/282/282tokusyu1-4.pdf> (平成28年9月)

<sup>9</sup> 国内で寄託審査試料用に提出された種苗(種子)は、権利者の了解なく第三者に提供されることはありません。また、権利満了時に農研機構で廃棄され返却はされません。P.148 参照



## 意匠権

意匠権は、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に基づき、物品の形状等について認められる権利です。特許庁への出願、審査を経たうえで登録され、設定登録の日から出願日後 25 年の日まで権利を独占できます<sup>10</sup>。

保護対象たる「意匠」として認められるための必要な要件は、「物品の形状等、建築物の形状等、又は一定の画像であること」<sup>11</sup>、「視覚に訴えるもの」、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」(意匠法第 2 条)です。登録を受けるためには、工業上利用性・新規性・創作非容易性・先願意匠の一部と同一・類似の意匠でないこと等の要件を満たす必要があります。農林水産業・食品産業分野においても、例えば独創的な形状のスイカの意匠が意匠登録されている事例があります。



意匠登録されているスイカの意匠

意匠登録第1304011号

(出所)「特許情報プラットフォーム」にて意匠番号で検索した結果、表示された画像

## 商標権

商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に基づいて登録した商標を独占的に使用できる権利です。商品やサービスの商標(名称やロゴマーク)を保護します。登録可能な商標は、文字・図形・記号・色彩などを単独で又は組み合わせたものに限られず、音や動き等も登録できます。商標出願の際には、保護を希望する商品又は役務を指定しなければなりません。商標権は、指定した商品又は役務についてのみ発生することから、商品又は役務を適切に選択する必要があります。

商標権は育成者権や特許権と異なり、10 年ごとに更新することによって永続的な使用が可能であるため、ブランド化を検討している場合には商標権の活用も検討すべきです。

例えば、福岡県において育成されたイチゴのブランド「あまおう」は、登録品種の名称と異なる名称をブランド名として商標登録し、育成者権と商標権を組み合わせることでブランド展開を図っています(事例集エラー! 参照元が見つかりません。参照)。このような手法によって、ブランド名を永続的に使用することができ、同じブランド名で改良品種を含めた複数の品種について包括的な保護を受けることも可能となります。また、商標権の対象は、適切に商品を指定することにより、農産物だけでなく菓子や飲料等の加工品まで広げることができるため、商標権は一つのブランド名で多くの種類の商品を保護することができるという特徴があります。なお、商標制度の中には、地域ブランドを保護するための「地域団体商標制度」が設けられています。通常の商標出願では保護されない、

<sup>10</sup> 令和元年改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)により、権利期間は出願から 25 年間になりました。

<sup>11</sup> 令和元年改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)により、物品のほか、建築物の形状及び画像も保護の対象になりました。

「地名＋商品の普通名称」等の商標について、周知性等の一定要件を満たせば商標登録を受けることができます。

## 営業秘密

研究機関等が、研究成果を不正競争防止法に基づく営業秘密として取り扱う場合は、営業秘密の範囲及び秘匿する期間を特定したうえで、秘密管理性、有用性、非公知性の三つの要件を満たす形で管理していく必要があります。

特に、秘密管理性については、経済産業省が示している営業秘密管理指針<sup>12</sup>の考え方を踏まえ、秘匿すべき秘密情報と一般情報の合理的な区分管理等の秘密管理措置に取り組む必要があります。第三者に開示する場合でも、秘密保持契約を締結し、秘密情報として適切に管理させることにより、営業秘密としての保護を受けることは可能です。しかしながら、漏洩のリスクがあるので、開示する情報の内容及び人的範囲は最小限にとどめ、秘密として管理しているか等、秘密保持契約を遵守しているかを継続的に確認する必要があります。

また、秘匿化にあたっては、秘匿化した技術と同じ技術を他者が権利化することによって当該技術の利用の制限を受けることがないよう、いわゆる先使用权を証明できるようにしておく必要があります。例えば、他者が当該技術に係る特許権の出願をする前に事業の実施又は準備を行っていた証拠となる研究ノート(発明完成の証拠)や販売資料(事業実施の証拠)等の資料を収集・保管しておく必要があります。

経済産業省が示している営業秘密管理指針を前提に、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会から、農業分野の営業秘密の管理について、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」(令和4年3月)<sup>13</sup>が公表されています。同ガイドラインでは、農業分野の特殊性(例えば、生産者の現場の実態に即した秘密管理措置が求められること、農協における生産部会が設置され、各生産者が生産技術を持ち寄ったり、都道府県の普及指導員や農協の営農指導員が各生産者を巡回して技術指導を行うといったことが行われているため、共有する技術・ノウハウ等と、各生産者自身に留める技術・ノウハウ等とをしっかりと区別しておく必要があること、技術・ノウハウ等を共有する場合であっても、共有する人的範囲を定め、その範囲に応じた適切な管理措置をとることが重要である等)を加味した説明がされています。

さらに、水産庁から「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」(令和5年3月)<sup>14</sup>が公表されています。同ガイドラインは、「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」を参照する形とし、種苗生産方法や給餌方法等、養殖業において営業秘密として保護され得る技術情報の具体例をあげながら、養殖業における特殊性(例えば、魚類等の飼育やその他の技術情報の利用等が人

<sup>12</sup> 経済産業省「営業秘密管理指針」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

<sup>13</sup> 公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」(令和4年3月) <https://pvp-conso.org/wp-content/uploads/2023/09/5e8cde99a6eef1663413e62fd5a44631.pdf>

<sup>14</sup> 水産庁「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」(令和5年3月)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/yuuryou-62.pdf>

目にさらされやすい屋外や海上で行われていること等)を踏まえて、農業分野と養殖業における相違点等がある部分について、特にコメントする形で、養殖業における営業秘密管理指針の当てはめが、整理されています。

平成 30 年 5 月に改正不正競争防止法が成立しました。改正の結果、営業秘密には該当しないものの、秘密管理の有無にかかわらず相手方を限定して提供されるデータが「限定提供データ」として不正競争防止法による保護を受けることが可能となりました。限定提供データについては、「5. データ・ノウハウの取扱いについて(1)」を参照してください。

### 地理的表示(GI)保護制度

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI 法)(平成 26 年法律第 84 号)により、伝統的な農林水産物・食品等(産品)の名称(地理的表示)を保護する制度です。その名称から産品の産地を特定でき、かつ、当該産品の品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結びついていることを特定できる場合に地域共有の財産として登録を受けることができ、不正使用に対しては行政が取締りを行います。

令和 4 年 11 月に、地理的表示保護制度の運用見直しが行われました<sup>15</sup>。具体的には、農林水産物・食品の輸出拡大や所得・地域の活力の向上に更に貢献するため、①差別化された品質がなくとも、地域における様々な要因・環境の中で育まれてきた品質、製法、評判、ものがたり等のその産品独自の多彩な特性を評価する審査を推進し、②知名度なども考慮し、生産実績が 25 年に満たなくとも、登録の可否を弾力的に判断可能になりました。また、③GI 真正品について、名称の統一が申請への合意形成の支障とならないよう、登録名称を分断する名称の継続使用が可能になりました(「霞ヶ関りんご」が登録された場合の「霞ヶ関〇〇りんご」)。④生産者の遵守事項の簡素化も推進し、生産行程管理業務の年1回の実績報告書を廃止し、生産の手順・体制をチェックする方法へ運用の見直しが行われ、さらに⑤GI マークの活用や GI 産品と他業種とのコラボレーションの推進により、市場において目にする機会を増やし、その認知・価値の向上を図るため、GI マークを GI 産品の加工品に使用する場合のルールが明確化されました。

#### ✓ 商標出願について確認

- 商標出願(地域団体商標の選択肢もある)、地理的表示申請をするか否か、検討していますか？

#### ✓ 商品化された場合のパッケージについて確認

- 類似デザインは存在していませんか？また、類似のデザインについて、他人の著作物を取り入れていませんか？意匠登録が存在していませんか？

<sup>15</sup> 農林水産省輸出・国際局 知的財産課「地理的表示保護制度の運用見直し」  
[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/attach/pdf/index-10.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/attach/pdf/index-10.pdf)

ブランド戦略として、著作権登録、意匠登録が必要か否か(模倣されやすいリスクの有無や権利を明確にする必要性、他者に権利を取られるリスクなど)検討しましたか？

## (2) 品種名称と商標の関係

種苗法と商標法は法の基本的な趣旨が異なることから、品種名称と商標を重複登録させないように両法で調整規定を設けています。商標法では、登録品種名称と同一・類似範囲の商標は登録することができません（育成者権者自身の出願であっても同じです。）。種苗法では登録商標と同一・類似範囲の品種名称があった場合、農林水産大臣により品種名称変更命令がなされ、従わなければ品種登録を受けることができません。この点、種苗法における品種登録は、出願後に品種の名称を含む出願の内容が公表され、最終的な登録までに3年程度を要すると言われています。この登録までの間に第三者によって品種の名称と同一又は類似の商標が商標登録されると、当該品種の名称は、その名称をもって品種登録ができないことになるため、品種登録する際に品種の名称の変更を余儀なくされてしまう事象が生じ、問題とされていました。しかし、かかる問題を解決するために、2019年1月に商標審査基準の見直しが行われました。品種登録出願中の品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗若しくはこれに類似する商品若しくは役務、又はその品種に係る収穫物若しくはこれに類似する商品若しくは役務について使用をするものについて、品種登録出願後に商標登録出願をし、当該商標登録出願に当該品種の名称の品種登録を阻害する目的であり公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標であることが、情報の提供等により得られた資料から認められる場合には、商標法第4条1項7号で規定する「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標」に該当するとして、商標登録を受けることができないことになりました。

一方、前述のように新品種について商標法で保護することによるメリットが多々あるため、品種名称と商標を抵触しないよう棲み分けることによって商標法による保護を可能にする場合があります。例えば、登録品種名称を県名＋〇〇といったものとし登録商標を個性的なものとする方法があります。登録商標として、種苗のみならず収穫物、加工食品、飲料等広い範囲で権利を取得したり、改良品種を含めた複数品種の統合的な商標としたりすることも可能です。

なお、商標法が明示で禁止しているのは、種苗を指定商品として、品種名称と同一・類似の商標を登録することであり、当該種苗から収穫される加工品、飲料等については、品種名称と同一・類似の商標を登録できる可能性があります。しかしながら、品種名称と同一・類似の商標を加工品、飲料等を指定商品として、商標登録を得たとしても、種苗法により登録された品種の名称に該当する部分は、少なくとも当該種苗に関する限り、一般に普通名称化すると考えられるので、育成者権の存続期間満了後には、第三者が当該種苗について自由に使えるようになります。そうすると、品種名称と同一・類似の商標を加工品、飲料等を指定商品として、商標登録を得たとしても単に原材料を表す一般名称として消費者・需要者に認識され、ブランドの維持が困難になるおそれがあることに注意しなければなりません。

### (3) ライセンス契約(利用・実施・使用許諾契約)の留意点<sup>16</sup>

ライセンス契約は、育成者権や特許権、商標権等の知的財産権や、技術ノウハウ等の知的財産の所有者(ライセンサー)が使用者(ライセンシー)に、利用権・実施権・使用権を許諾する契約です。

公的研究機関等の研究成果をライセンシーの事業に活用してもらうことで研究成果の社会実装と社会還元を行うことができます。また、利用(実施・使用)許諾によるライセンス収入を得ることで国や県などの地方公共団体、公的研究機関等の知的財産権に関する出願・維持費用やこれまでの研究開発費を回収し、さらに今後の研究開発を推進するための原資の一部となる場合もあり得ます<sup>17</sup>。

以下の留意事項は、公的研究機関等の知見を提供する際に、技術流出や営業秘密の漏えい防止等の観点から特に留意が必要な事項を示しています。各公的研究機関等の個別の事情に応じて契約条項を検討することが必要です。また、条文の具体的な文言については、専門家と相談することをお勧めします。

#### ✓ライセンス契約について確認

- 実施許諾契約を締結する場合、ライセンスを受ける者、ライセンスの範囲(通常利用・実施・使用権又は専用利用・実施・使用権)、ライセンス条件(期間、地域等)について協議していますか？

#### ■ 秘密保持契約の締結<sup>18</sup>

ライセンス契約の事前交渉段階として、前述の秘密保持契約を締結することがあります。すなわち、ライセンス交渉にあたっては、ライセンシーがライセンスを受けて事業に活用できるか(ライセンスを受けても、技術力等がなく、実施できないというのでは意味がありません。)や、ライセンス料の前提としての事業収支等を検討する必要がありますが、そのために、営業秘密をやりとりすることがあります。このような場合には営業秘密や秘密情報の保護を適切に行い、契約先に提供した情報が不当に利用されることのないようにする必要があります。また、営業秘密を受けとった契約先が自機関と競合する事業を行う可能性がある場合には、契約先に対して秘密保持や目的外使用禁止の義務を課すことにより、そのような行為を抑止・禁止することが可能となります。

#### ■ ライセンス契約の交渉

契約の交渉にあたる者は、契約書の構造、内容、交渉ポイントについて十分に理解する必要があります。製品や品種、販売地域、期間、ライセンス料をどのようにするかはビジネスモデルによりまでするので、事業全体の方針・戦略、対象の技術や製品についての知見を理解する必要もあります。

<sup>16</sup> (参考)日本弁理士会「知財契約の種類と注意点~契約書の読み方、作り方」

<http://www.juju-law.jp/wp-content/uploads/2012/09/20111119.pdf>

<sup>17</sup> (参考)デロイトトーマツ「ライセンス契約の締結プロセスと留意事項」

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/ipa/ip-license-process-20121128.html#>

<sup>18</sup> (参考)三井法律事務所「秘密保持契約(NDA)の実務上の留意点」<http://www.igi.jp/doc/nda.pdf>

技術面などの専門知識を必要とするため、研究者とチームを組んで対応するのが良いと考えられます。また、契約先のパートナーについても、「良きパートナーとなり得るか」という観点から契約先を選定し、相互の信頼関係を構築することが重要です。

#### ■ ライセンス契約書に盛り込まれる主な条項

ライセンス契約書に盛り込まれる主な条項の例としては、定義規定、許諾対象権利・情報、許諾範囲、契約期間、契約の終了原因と終了の効果、ライセンス料の算定方法と支払方法、報告、監査、ライセンス表記に係る取り決め、ライセンス契約から派生する知的財産権に係る権利の帰属、第三者による権利侵害が生じた場合の取扱い、損害賠償に係る定め、弁護士費用の負担、権利の有効性や情報の正確性に関する表明保証条項、相手の株主構成・資本構成等が変動した場合の **Change of Control** 条項、契約の地位の承継、当事者間で紛争が生じた場合の仲裁条項、契約内容の変更、準拠法、裁判管轄などが挙げられます<sup>19</sup>。

各条項は、ライセンス契約の内容によって条件が異なり、また、ライセンサーかライセンシーかといった立場によっても内容が異なってくるため、安易にライセンス契約書の雛型を使用することはリスクを伴います。専門家である弁護士や弁理士のアドバイスに基づき、個別に詳細を検討することが推奨されます。

#### ■ ライセンスの対象・内容・範囲

ビジネスモデルに対応して、ライセンスの対象・内容・範囲を明確に定める必要があります。ライセンス対象となる知的財産権(どの特許・登録品種なのか、当該特許等に複数の発明が含まれる場合には、どれか)、許諾の範囲(製造・販売だけか、輸出もできるか等)、対象地域、販売地域、契約期間(更新の有無、更新時期)、契約の終了条件、実施権等の種類(専用実施権、通常実施権、独占的通常実施権等)、ライセンサーからのノウハウ提供の有無や提供方法、再実施許諾権(サブライセンス権)や製造委託の可否や認める場合の条件等について検討する必要があります。

#### ■ 専用実施権と通常実施権<sup>20</sup>

育成者権、特許権、商標権はいずれも、登録により権利が発生します。ライセンサーがその権利を許諾する場合の類型としては、「専用」と「通常」があります。ここでは、特許について専用実施権と通常実施権の違いを説明しますが、基本的に育成者権における専用利用権と通常利用権、商標権における専用使用権と通常使用権についても同様の内容です。

専用実施権者は特許発明の実施をする権利を専有するのに対して、通常実施権者はこのような専有はできません。したがって、専用実施権が設定された場合には、特許権者であってもその専

---

<sup>19</sup> (参考) Kelly L. Frey=Thomas J. Hall, Patent License Agreements Line by Line: A Detailed Look at Patent License Agreements and How to Change Them to Meet Your Needs, 2009 WL 4668737 (ASPLBL).

<sup>20</sup> (参考) 東京大学「共同研究条文解説 4-7「専用実施権」と「通常実施権」」<https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/content/400060271.pdf>  
バイオ・サイエンス委員会「特許法と種苗法の比較」  
[https://system.jpaa.or.jp/patents\\_files\\_old/200809/jpaapatent200809\\_049-068.pdf](https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/200809/jpaapatent200809_049-068.pdf) (2008年8月)

有する範囲については、特許発明を実施することができず、当然ながらこの範囲と重なるような専用実施権や通常実施権を設定することはできません。専用実施権は特許権者により設定される権利であり、特許庁の原簿に登録することによって発生します。専用実施権の設定にあたり、時間的・地理的・内容的に限定することができますが、独占的な権利ですので同一の設定を重複して設定することはできません。特許権者と同等の独占的排他的権利であり、専用実施権者は自己の名で差止請求や損害賠償請求を行うことができます。また、特許権の場合、特許法第 69 条第 1 項より、「試験又は研究のためにする特許発明の実施」については、特許権侵害とはならないとされていますが、専用実施権を設定した場合は、念のため、試験研究用途には使えるよう特約をつけておくことが望ましいと考えられます。なお、特許出願段階における独占的ライセンスは、仮専用実施権として設定できます。

通常実施権は、専用実施権と異なり、独占的排他的権利ではなく、単に当該発明等を実施することができる権利を言います。特許権者は、同一の発明等について複数の主体に対して実施権を重複して設定することができます。このうち、当該実施権者にしか実施権を認めないと契約等で約定したものを「独占的通常実施権」と言います。

通常実施権と専用実施権のいずれを許諾するかは、様々な要素を考慮する必要があります。例えば、委託研究等のように専ら公的資金を活用して得られた研究成果については、特定の民間事業者独占させるのは望ましくないと考えられます。他方で、研究成果を民間事業者独占的に実施させる方が、商品化・事業化に有効な場合や、速やかかつ広範な利用につながるような場合もあります。共同研究開発の成果については、相手方である民間事業者の投資や知見等の貢献も相当程度認められるので、当該相手方に独占的な実施を認める理由があります。また、共同研究開発するだけの技術力があるとなれば、商品化・事業化も期待できる場合が多いでしょう。

農林水産技術会議の公表する「農林水産研究における知的財産に関する方針」<sup>21</sup>は、委託研究等であっても独占的な実施許諾が有効な場合として、以下のような場合を例示しています。

- 1) 特定の産地においてブランド形成に利用される品種を当該産地の生産者や団体に対して独占的な利用許諾をすることにより、当該品種のブランド形成の加速化と競争優位の確保を図る場合。
- 2) 特定用途向けの品種や機能性素材について、それらを用いた製品の品質・信用を維持できる者のみに実施許諾する場合。その際、限られた者に許諾するときも、実施許諾契約等において表示に関する規制・法令等への遵守を担保する必要があると考えられる。
- 3) 研究成果の商品化や事業化を担う民間企業において、投資額が巨額になる、開発期間が長い、成功確率が非常に低いといった大きな投資リスクを負うことが想定されるため、他者に対する競争優位を確保し投資リスクを低減する必要がある場合。
- 4) 権利化後、相当期間が経過した未利用の技術について独占的な実施の希望があった場

---

<sup>21</sup> 農林水産技術会議「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成 28 年 2 月）  
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/intellect-7.pdf>

合。

しかしながら、これらの場合でも、研究成果が基礎・基盤的な技術であり多くの新技術や幅広い応用分野に発展する可能性がある場合には、非独占的な実施許諾をすべきとされています。

#### ■ ライセンス料

ライセンス契約において、ライセンス料は最も重要な検討項目であり、当事者にとって重大な関心事です。公的研究機関においては、国内農業者の営農に支障を来さないよう配慮しつつ、適正なライセンス料を定めることが望まれます。ライセンス料は、一般的に、種苗の価格に含むことが多いですが、海外では収穫物の収益から徴収して、新品種のプロモーションや品質管理、侵害対応等の費用に充てる例が多くみられます。この方法では、育成者権者と生産者団体等が個々に許諾契約を結ぶため、違法栽培の把握や差止め、損害回収が容易であるほか、果樹のような新品種の導入初期に収益が得られない品目については、収益に応じて許諾料を支払うことから、種苗段階での生産者の負担を軽減できるメリットもあります。基本的には、①一括払い(ランプサム・ペイメント)、②イニシャル・ペイメント(頭金)+ランニングロイヤルティ、③ランニングロイヤルティのみのいずれかを規定します。ランニングロイヤルティには、料率(販売価格等に比例して支払う方法(例:売上の〇〇%))と従量(生産数量に比例して支払う方法(例:〇〇円/個))があります<sup>22</sup>。ライセンス料の算定の根拠となる、知的財産・知的財産権の評価には、各種の方法があります(「4.(4)対価設定の基本的な考え方」で解説)。なお、公的機関では、低廉な許諾料を定めることが多いですが、育成者権侵害があった場合に、わずかな損害額しか認定されない可能性があります。このため、品種の本来の適正な許諾料を開示した上で、農業振興等の観点から生産者向けには料金を引き下げるなど、侵害があった場合に適正な損害額が認定されるような工夫が望まれます。

#### ■ 種苗法における自家増殖の取扱い

我が国の種苗法における農家等による登録(出願)品種の自家増殖の取扱いは、農林水産省令で指定された栄養繁殖をする植物を除き、原則自由とされていましたが、令和 2 年の種苗法の一部改正によって、通常増殖と同様に育成者権者の許諾が必要となりました(令和 4 年 4 月 1 日施行)。このため、登録品種の自家増殖の許諾のあり方や利用条件の設定について検討する必要があります。許諾方針を決定する際には、品種の特性や産地づくりの方針、流出防止等の観点から、許諾を認めない判断を行うことも可能です。増殖を認める場合は、増殖実態を把握できる手続きをとることが望ましいです。手続きなく許諾することも可能ですが、この場合、違法増殖の把握が困難になり、他県や海外への流出を防止することが難しいことに留意する必要があります。

なお、自家増殖は UPOV 条約では原則許諾が必要とされていますので、基本的に UPOV 加盟国のライセンシーに増殖をさせる場合にはライセンス契約において規定する必要があると考えら

<sup>22</sup> (引用) 独立行政法人工業所有権情報・研修館「知っておきたい特許契約の基礎知識」  
[http://www.inpit.go.jp/blob/katsuyo/pdf/info/tebiki\\_1009.pdf](http://www.inpit.go.jp/blob/katsuyo/pdf/info/tebiki_1009.pdf) (2010 年 9 月) p.16



れます<sup>23</sup>。

#### ■ 流出防止措置

優良な品種が国外を含めた他産地に流出することとなれば、当該品種における産地づくりのみならず競合品目・品種の販売戦略にも影響を与えるなど、我が国や地域農業の発展にも支障を来すこととなります。このため、公的研究機関等においても、品種の利用許諾契約において、登録品種の種苗の譲渡制限や侵害に関する情報の提供を条件とする等、種苗の流出の防止等に向けた対策を講じるべきです。

令和 2 年の種苗法の一部改正により、出願者が、品種登録出願時に、登録品種の種苗を持ち出す意図がある国を「指定国」として指定し、指定国以外の国への種苗の持出を制限する旨の利用条件を農林水産省に届け出ること、登録品種の国外への持出しについて、育成者権者が制限できるようになりました。同様に、産地を形成しようとする国内の地域を「指定地域」として指定し、指定地域以外での栽培を制限できるようになりました。また、令和 4 年 4 月 1 日から、農業者による種苗の増殖には育成者権者の許諾が必要となることから、これまでは困難であった登録品種の増殖の管理が可能になり、県外や海外への流出防止対策を行い易くなりました。

例えば「あまおう」の事例(事例集エラー! 参照元が見つかりません。参照)のように、登録品種の種苗の供給者に対しては県内生産者に限定して販売することを条件に通常利用権を許諾し、さらに、生産者に対しては種苗を譲渡しない旨の誓約書を提出してもらう等の対策を講じているケースもあります。

その他、ライセンス契約においては、侵害発見時の通知義務、防御義務、協力義務、費用負担義務等の有無について検討します。

特に、種苗の流通を県内に限定せず、県外あるいは海外に流通させる場合には、流出のリスクが高まりますので流通経路を限定したり、情報提供や調査を条件としたりするといった点について検討が必要と考えられます。また、試験目的で登録品種の種苗の交付を依頼された場合でも、試験目的だからといって無条件に交付せず、試験期間の特定、試験目的外の利用の禁止、試験場所及び管理者の特定、試験後の手続き(返還、滅却処分等)等を規定した合意書の作成により流出の防止を図ります。

なお、各登録品種の海外持出制限、指定地域外での栽培制限の有無、内容は流通品種データベース(<https://hinshu-data.jataff.or.jp/varieties/search>)で確認することができます。

#### ■ チェンジオブコントロール(Change of control: COC)条項

チェンジオブコントロール(Change of Control: COC)条項とは、相手の株主構成・資本構成等の変動に対する制限を加えたり、そのような変動があった場合に、他方の当事者によって契約を解除することができたりする規定です。典型的には、合併、株式譲渡、第三者割当増資などを理由と

---

<sup>23</sup> (引用) 農林水産省「農業者の自家増殖に育成者権を及ぼす植物種類の追加について」  
<http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/syubyou/17/attach/pdf/index-35.pdf> (平成 29 年 12 月) p.2

して契約の一方当事者に支配権(Control)の変更(Change)、つまり経営権の移動が生じる場合を想定しています。資本拘束条項ともいいます<sup>24</sup>。

例えば、公的研究機関等は公金により国内の産業振興を意図して研究開発を行っているわけですが、研究成果を国内の民間会社へライセンスした後に、その民間会社を買収され、望ましくない影響が生じる場合には、公的研究機関の意義に照らして問題になる可能性があります。

民間企業への利用許諾を行う場合には、ライセンサーである公的研究機関等は、COC 条項についても検討します。

#### ■ 改良発明の取扱い

契約期間中、ライセンサーの改良技術・改良発明が生じた場合に備え、その取扱いについて予め規定することが必要です。この場合、改良技術・改良発明の定義を明確にすることが大切です<sup>25</sup>。ライセンサーの改良発明や技術については、ライセンサーから報告を受けることも必要です。ライセンサー独自の改良発明や技術を、ライセンサーに非独占的に実施許諾することは、独占禁止法上原則として問題ないとされていますが、譲渡義務や独占の実施権を許諾する義務を課すのは、原則として独占禁止法違反になるとされています<sup>26</sup>。

#### ■ 独占禁止法

知的財産権に基づく権利の行使については、独占禁止法上原則として問題ありません。しかし、許諾先に対して、価格競争を避けるために販売価格を制限したり、代替技術の開発を制限したりすることは原則として独占禁止法違反になります。

ライセンスにおいて生産・使用・譲渡・輸出等の一部に限定するというように、ライセンサーがライセンサーに対し、当該技術を利用できる事業活動を限定する行為は、一般には権利の行使と認められるものであり、原則として不公正な取引方法に該当しないとされています。海外流出防止の観点から、ライセンサーがライセンサーに対し、当該技術を用いた製品を輸出することを禁止する行為は、原則として不公正な取引方法に該当しないとされています。

また、ライセンサーがライセンサーに対し、当該技術を利用して製造を行うことができる地域を限定する行為も同様に権利の行使の範囲内であり、原則として不公正な取引方法に該当しないとされています。

なお、種苗法上の品種登録がされた種苗について、種苗の生産に係るライセンサーが生産した種苗の販売先を種苗を用いた収穫物の生産に係るライセンサーに限ることは、収穫物の生産に係る権利の侵害を防止するために必要な制限と考えられるとされています。

---

<sup>24</sup> (引用) 山田コンサルティンググループ株式会社「M&A の手続き・法令」<https://www.ycg-advisory.jp/knowledge/glossary/change-of-control-clause/>

<sup>25</sup> (引用) 独立行政法人工業所有権情報・研修館「知っておきたい特許契約の基礎知識」[http://www.inpit.go.jp/blob/katsuyo/pdf/info/tebiki\\_1009.pdf](http://www.inpit.go.jp/blob/katsuyo/pdf/info/tebiki_1009.pdf) (2010年9月) p.18

<sup>26</sup>公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html> (平成28年1月)

公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」<sup>27</sup>において不公正な取引方法等に該当しないと認められる場合などが示されていますので参考にしてください。

#### ■ 監査(調査)権

ライセンス契約における監査権は、ロイヤルティ監査(調査)またはライセンス監査(調査)と呼ばれます。ライセンシーがライセンス契約の条件を遵守し、適切にロイヤルティ等の実施料をライセンシーに支払っているか等について、監査(調査)する権利について定めます。

ライセンス契約書の条項においては、ライセンシーの監査(調査)権を明記し、ライセンシーのロイヤルティに係る報告義務、実施報告書への記載項目、ロイヤルティ支払いの基礎となる関係書類の保管義務とその範囲、監査(調査)を実施できる期間、監査(調査)に関わる費用負担、監査(調査)を行う者等について明記しておきます。

実際に監査(調査)権を行使するか否かは別として、本条項を含めておくことで、ライセンシー側に契約遵守を促し、不正に対する抑止力や牽制力となる効果が期待されます。

#### (4) 対価設定の基本的な考え方

ライセンス料は、各機関の目的と方針により、どの程度のコストを回収する(コスト・アプローチ)か、利益のどの程度を分配するか(インカム・アプローチ)を検討する必要があります。具体的な実施料率を算定する場合、同じ業界で一般的に採用されているロイヤリティレートを参照して決定する方法(マーケット・アプローチ)が多く見受けられます。公的研究機関等などにおいては、国内農業者の営農に支障を来さないよう配慮しつつ、これらの考え方の組み合わせと程度を検討しながらライセンス料の設定を行うことが考えられます。

各業界におけるロイヤリティレートの水準を示す資料として、経済産業省知的財産政策室編『ロイヤリティ料率データハンドブック～特許権・商標権・プログラム著作権・技術ノウハウ～』(2010年8月)(以下「ハンドブック」とする。)、発明協会研究センター編『実施料率(第5版)』(2003年9月)が参考になります。例えば、ハンドブックにおいて、「農業」分野の平均ロイヤリティ料率は3.0%、「食料品、たばこ」分野の平均ロイヤリティ料率は3.8%と紹介されています(いずれも特許権の通常実施権によるライセンスを想定しています)(商標のロイヤリティ料率も別途記載があります)。その他、農業分野においてロイヤリティ料率に影響を及ぼす要因として、重要度順に、(1)当事者におけるライセンスの必要性、(2)特許権の存続期間、権利範囲の広さ、(3)当事者の事業上、技術上の関係、(4)ライセンス対象の評価、(4)ライセンスの種類、範囲、先例の有無(6)技術の利用の容易性等が挙げられていますので、業界の平均値にこれらの個別の事情を加味することが必要です。

<sup>27</sup> 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html> (平成28年1月)

## 支払い方法

### ■ 固定額払方式(一括払い/ランプサム・ペイメント)

ロイヤルティ額を固定し、1回または複数回に分けて支払を行います。事業がうまくいかなかった場合でもロイヤルティが支払われるという点でライセンサーに有利です。ただし、固定額となることにより、事業が想定以上に大きく成長した場合には、他の方式に比べライセンサーが得られるロイヤルティの額が小さくなるリスクがあります。

### ■ 出来高払方式(ランニングロイヤルティ)

総売上高の〇〇%、製品1個当たり〇〇円を支払うといった決め方をします。販売や製造した額や量に応じて支払われるため、ライセンサー及びライセンシー双方にとって公平感のある方法です。一方で、出来高払方式は、実施料に関する計算方法等の詳細な取り決めが必要となり、契約締結後に売上額や製造個数の正確な報告を受けることなど支払收受の管理も煩雑となることから、実務的にこれらの数値の正確性が担保できない場合には不払いのリスクがあります。

また、出来高払方式を用いる際、特に専用実施権のように独占的ライセンスを付与する場合には、最低限度支払うべき保証額として「ミニマム・ロイヤルティ」を定めることがあります。独占的ライセンスを付与する場合、実質的にその地域の市場を特定のライセンシーに委ねることになるため、ライセンシーの事業活動がうまくいっていない場合であっても、ライセンサーに対する最低限度の見返りとしての位置付けとなります。

固定払方式と出来高払い方式を組み合わせること(イニシャル・ペイメント(頭金)+ランニングロイヤルティ)がよく行われています。例えば、最低限の研究開発コストや出願費用は一時金として回収し、利益の分配を出来高払方式で受けとることが考えられます。

## **(5) 海外出願の重要性と留意事項**

知的財産権(育成者権、特許権、商標権等)を国内でのみ取得し海外で取得しなければ、国内での第三者による利用等は制限することができたとしても、海外における第三者による利用等は制限することはできず、海外において第三者が自由に利用等できることとなります。海外でも利用等が可能な研究成果である場合は、この点に十分留意する必要があります。

## 現地との連携強化

海外での確実な権利取得に加え、知的財産権侵害の拡大を防止する体制の構築にあたっては、侵害品の監視及び侵害発覚後の対策強化のため、現地の代理人(法律・特許事務所等)との連携、民間企業との連携、国際知的財産保護フォーラム及び各種業界団体との連携を通じた情報収集等を行うことが必要です。

## 利用許諾契約における技術情報流出防止措置

公的研究機関等においても、例えば外国での品種の利用許諾契約において、種苗の譲渡制限

や侵害に関する情報の提供を条件とする等、流出防止等に向けた対策を講じるべきです。

#### 侵害発見の容易性のための工夫

他産業では、他者による技術の模倣を防止するため、特許権の取得・行使に加えて、侵害の発見を容易にするために、製品識別指標や埋め込み型セキュリティの導入等の技術的な措置が講じられてきています。公的研究機関等は、新たな品種や技術の開発に取り組む中で、必要に応じて真正品の特徴や識別性を明らかにすることで侵害発見を容易にし、農林水産業・食品産業の現場における技術的な模倣防止策への活用につなげていくことが重要です。

#### 海外における育成者権の取得<sup>28</sup>

令和2年の種苗法改正によって登録品種の海外持ち出し輸出を制限できるようになりましたが、海外において育成者権を取得することは、自機関が研究開発した品種を海外展開する際の利益防衛の観点から極めて重要です。海外において育成者権を取得することにより、当該品種の栽培や販売の差止め、種苗や生産物の回収・破棄、損害賠償等の請求が可能となります。野菜の中でも、特にいちごなどの栄養繁殖する植物は容易に増殖が可能ですので、海外での品種登録は必須といっても過言ではありません。

また、国内のみで種苗を利用することを想定している場合にも、海外における育成者権の取得は重要です。当該品種が海外に持ち出された場合、持ち出された国で育成者権を取得していなければ、その国での利用は自由になり、当該品種の輸出のみならず、日本から輸出された類似の品種目との競合や評価の毀損などが懸念されます。また、逆輸入については国内の育成者権により制度上権利行使は可能ですが、侵害の証明など実際の権利行使には多大な労力や費用が必要となるなど困難が伴います。

海外で品種登録するには、「0 令和5年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち

農林水産研究の推進委託事業「知財マネジメント強化」

## 農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための

---

<sup>28</sup>(参考) 独立行政法人農畜産業振興機構 ホームページ [https://www.alic.go.jp/koho/kikaku03\\_001040.html](https://www.alic.go.jp/koho/kikaku03_001040.html)

知財マネジメントの手引き  
**【手引き分冊版②研究開発後の保護と活用編】**

令和 6 年 3 月

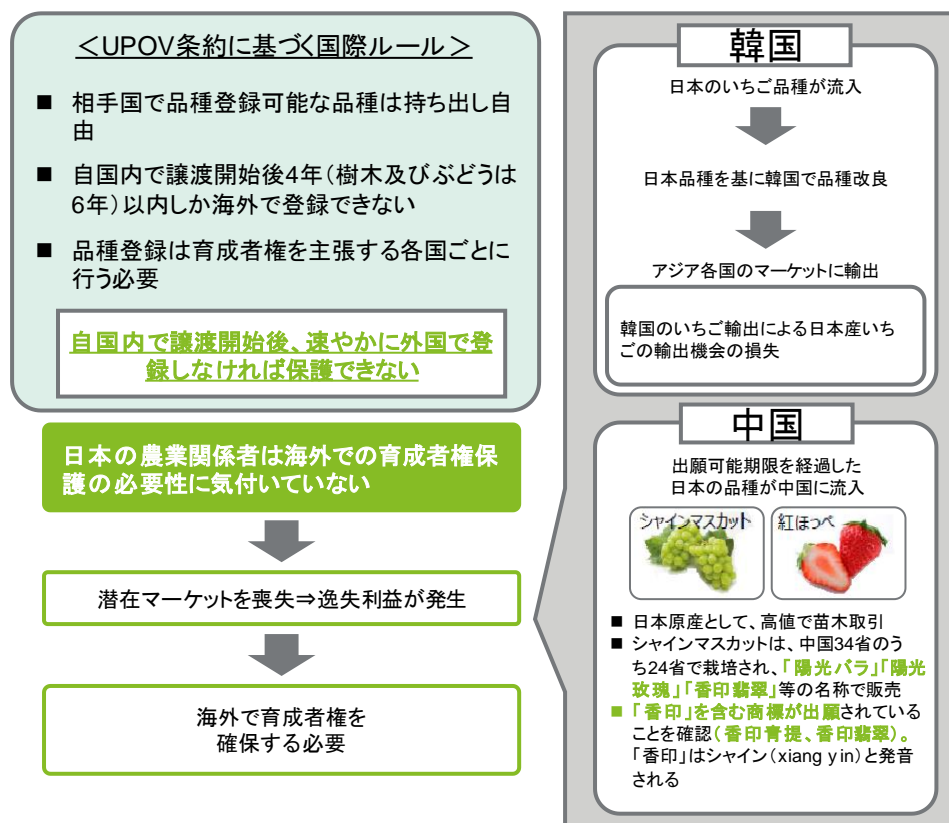
**農林水産省**

知財マネジメントの強化支援検討委員会作成

(1)「育成者権」に記述の通り、UPOV 条約に基づく国際ルールでは、通常、日本国内での販売等から 4 年以内(樹木及びぶどうの場合は 6 年以内)に出願申請を行う必要があります。UPOV 非加盟国の中にはさらに短い期間の間に出願を行う必要がある国もありますので、出願を予定する国の制度を確認し、以下の理由から、速やかに海外出願をすることが望まれます。

- ① 栽培試験<sup>29</sup>用種苗を海外の審査当局に提出する際に、相手国での通関、植物検疫などで予期せぬ時間を要したり、提出時期に種苗の準備ができないために追加の手続が必要となったりすることがあります。
- ② 海外出願が遅くなるほど、当該国へ種苗が流出し、無断栽培が拡大する危険性が高くなります。このような事態になれば、ビジネスモデルの修正を余儀なくされたり、権利行使をする際に大きな負担が生じたりするなど、様々な弊害が発生することが考えられます。

図表 3 海外での品種登録の必要性



(出所)農林水産省「農林水産省における知的財産に係る取組」(平成 29 年 12 月)(一部変更)

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2018/sangyou/dai2/siryou3-](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/sangyou/dai2/siryou3-)

<sup>29</sup> 栽培試験については以下の資料をご参考ください。

・出願・審査:<http://www.hinshu2.maff.go.jp/info/annai.html>

・海外との審査協力:[http://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/sinsakyouryoku\\_oboegaki.html](http://www.hinshu2.maff.go.jp/pvr/sinsakyouryoku_oboegaki.html)

#### 4.研究成果の保護と活用

3.pdf



### 海外における特許権の取得<sup>30</sup>

日本で取得した特許権は日本においてのみ有効です。海外での事業展開を想定している場合には、当該各国へ出願し権利取得することが必要です。ビジネスモデルにあわせ、最終的な特許製品が流通する国のみならず、生産～物流～消費といった一連の事業展開が見込まれる国々を網羅すべく出願国を選択する必要があります。

日本で行った特許出願について、他の国でも特許出願を行う場合には、①特許協力条約に基づく PCT(Patent Cooperation Treaty)国際出願ルートと②パリ条約に基づき各国へ個別に出願するパリルートの 2 種類の方法があります。

いずれのルートにおいても、日本で特許出願を済ませた後、その出願の日から 1 年以内に優先権を主張して特許出願手続をする必要があります。優先権を主張すると、各国での審査における新規性・進歩性等の特許性の判断は、実際の外国出願の出願日ではなく、基礎出願(日本の出願)の出願日が基準となります。これにより、基礎出願後の自己実施や他者出願等の行為によって各国の審査が影響を受けることはないという利益を享受できます。

#### ① PCT 国際出願ルート

国際的に統一された出願書類を日本語で作成し、日本の特許庁に提出すれば、全ての PCT 加盟国に同時に出願したことと同じ効果が得られる制度です。発明に対する特許の付与は国ごとに行われるため、外国においても権利を主張するためには、本来各国に個別に出願する必要がありますが、国際出願は、その手続をまとめて行うことができます。

国際出願は、国際出願日に条約に拘束される全ての「特許協力条約の締約国(以下「締約国」とする)」を指定したものとみなされる(みなし全指定)と同時に、全ての種類の保護を求める国際出願として取り扱われます。

PCT 国際出願は、あくまで国際的な「出願」手続であるため、国際出願の発明が特許を取得したい国のそれぞれで特許として認められるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な審査に委ねられています。そこで、PCT 国際出願の最後の手続は、国際出願を各国の国内手続に係属させるための手続となります。PCT 国際出願が国内手続に係属された後は、PCT 国際出願もそれぞれの国の国内法令によって処理されます。この「各国の国内手続に係属させる」手続を PCT では、「国内移行手続」と呼びます。

この国内移行手続を行うにあたり、優先日から 30 ヶ月(又は 31 ヶ月)の期限が満了する前に、権利を取りたい PCT 加盟国が認める言語に翻訳した翻訳文をその国の特許庁に提出し、その国が求める場合には手数料を支払う必要があります。

翻訳期間を十分に確保できること、150 ヶ国以上の加盟国において各国への移行期限まで権利化するか否かの決定を留保することができること、国際調査報告等を活用し各国への移行前に特許性の有無が確認できることなどのメリットがあります。

<sup>30</sup> (参考) 特許庁「PCT 国際出願制度の概要」

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/scido/kokusai1.html> (2016 年 3 月)

多くの国で権利を取得する場合や明確に権利を取得したい国が決まっていない場合には、PCTに基づく国際出願が有効です。

ただし、PCT に加盟していない台湾、アルゼンチン、ベネズエラ、パキスタン、イラン等には効力が及ばないため留意が必要です。PCT に基づく国際出願の手続は、特許庁ホームページ(国際出願 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/index.html>)を参照してください。

#### ② パリルート

日本に出願を行った後、優先期間内(1年以内)に優先権を主張して権利を主張したい外国に出願をします。各国に直接出願を行いますので、基本的には当該出願国の言語で、当該国の法律で定められた形式で必要書類を作成する必要があります。

外国出願する国数が少ない場合には、PCT 国際出願ルートよりも権利化費用が抑えられる可能性があります。また、各国に直接出願することにより早期に審査が開始されるため権利化までの期間が短くなること、各国の事情に応じて出願内容を変更できること、台湾など PCT 加盟国以外にも出願が可能なこと等のメリットがあります。

いずれのルートにおいても、海外出願する場合には手続が複雑で専門的な知識や経験が必要となるため、日本の代理人(弁理士等)を通じて、現地代理人(弁理士等)に依頼し、出願及び権利化に向けたアドバイスをもらうことが推奨されます。

#### 商標の国際登録制度(マドリッド協定議定書)<sup>31</sup>

特許権等と同様、日本で取得した商標権も、日本においてのみ有効です。海外での事業展開を想定している場合には、当該各国へ出願し権利取得することが必要です。商標の場合には、商品の消費が見込まれる国を網羅するように出願することを検討すべきでしょう。特許の場合、公知となった発明については何人も特許権を取得することはできないため、海外で第三者がそのような発明について特許権を取得して、当該発明の実施を妨害するという事態は想定し難いですが、商標の場合には、第三者が日本におけるブランドの成功を見て、当該ブランドと同一・類似の商標について、海外で商標権を取得することが可能です。そうすると、ブランドにただ乗りを許すことになり、ブランド価値が毀損されてしまいます。また、当該国で流通させようと思っても、当該国では異なるブランドでの展開を強いられることになり、ブランド力を生かしたマーケティングが難しくなります。このような事態を避けるためには、流通を予定している国はもちろんのこと、当該商品の消費が予想され、将来的に流通させる可能性のある国にも出願すべきこととなります。

しかしながら、商標制度は国ごとに存在するため、複数の国で商標権を取得するためには、国ごとに個別に商標出願する必要があり、莫大な現地出願費用・代理人費用がかかります。このような不都合を回避するために導入された制度が、マドリッド協定議定書です。

マドリッド協定議定書は、商標について、世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局で国際登録

<sup>31</sup> 特許庁「マドリッド協定議定書の概要」

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/mado.html> (2010年7月)

を受け、各指定国における審査を経て外国で商標権を取得することができる仕組みを取り決めた条約です。締約国の官庁(我が国は特許庁)に商標出願をし又は商標登録がされた名義人(わが国は「日本国民等」)は、その出願又は登録を基礎に、保護を求める締約国を指定し、本国官庁(基礎出願・基礎登録のある国の官庁。我が国は特許庁。)を通じて国際事務局に国際出願をし、国際登録を受けることにより、指定国官庁が12ヶ月(又は、各国の宣言により18ヶ月)以内に拒絶の通報をしない限り、その指定国において商標の保護を確保することができます。

複数の国への出願・登録をする場合は、直接各国へ出願するよりも安い場合が多く、簡単に手続を行うことができます。海外展開を目指す場合には、進出予定国がマドリッド協定議定書を署名・発行しているか確認することが重要です。出願書類は英語・フランス語・スペイン語のいずれか(特許庁を通じて出願する場合は、英語のみ)となります。なお、商標についても特許同様に外国に直接出願することもできます。出願国が少ない場合や台湾、香港等マドリッド協定議定書の非締約国に出願する場合に有効です。

#### 海外の情報

海外出願の際には、出願国の制度を確認し、出願国の法制度に即した形で出願・登録手続を進める必要があります。出願国の法制度や事情に応じた専門的な知見が求められるため、外部の専門家に相談しながら進めていくことが望ましく、例えば、海外事業を展開している民間企業との連携、弁護士・弁理士等の専門家の活用が考えられます。また、利用・実施・使用許諾契約等についても同様に現地の法律・商慣習・現状に適した契約書を作成することが必要であり、外部の専門家に相談しながら進めていくことが望ましいと考えられます。

必要調査項目の例としては、育成者権・特許権・商標権等に代表される知的財産権の基本的な内容の調査(権利範囲、保護期間、権利保護のタイミング、自家増殖が認められているか等)や各国の利用・実施許諾契約の留意事項等が考えられます。

出願国における現地の情報を取得する際は、農林水産省の海外農業情報の他、国際協力機構(JICA)、日本貿易振興機構(JETRO)等の情報も参考になります。

#### <海外情報>

- ◆ 農林水産省 植物新品種・育成者権関係のページ  
海外での育成者権取得に関する情報等を取得することが可能です。  
WEB:[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_syokubut/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syokubut/index.html)
  
- ◆ 農林水産省 海外農業情報のページ  
海外各国における農業関連情報を参照することが可能です。  
WEB:[http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/)
  
- ◆ 農林水産省「農林水産知的財産保護コンソーシアム(海外知的財産保護・監視委託事

業)」

第三者による海外商標出願・不正使用に関する調査、海外現地における模倣品市場調査、商標監視トライアル、侵害調査等の対応、関連セミナーの開催等

WEB: [https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b\\_conso/index.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/index.html)

◆ 国際協力機構(JICA)

国別の基礎情報

WEB: <https://www.jica.go.jp/regions/index.html>

◆ 日本貿易振興機構(JETRO)

各国の農業概要、農林水産品・食料を輸出する際の各国の法制度など

WEB: <https://www.jetro.go.jp/industrytop/foods/>

## (6) 知的財産権の棚卸

知的財産権については、①現在の業務上必要なもの、②潜在的に必要性があるもの、③民間事業者へ開放(ライセンス)できるもの、④利用がなく見込みもないもの等に分類することにより、一定期間毎に棚卸しを実施し、知的財産権の維持・管理コストの削減に努めることが重要です。また、知的財産担当、生産者、研究者、民間事業者を含めた複数の視点による評価を踏まえることが重要です<sup>32</sup>。

## (7) 侵害調査

育成者権・特許権・商標権に代表される知的財産権の登録保護は、属地主義となるため、権利を獲得したい国・地域に対して、それぞれ出願・登録を行う必要があります。また、登録された後に第三者からの侵害がないかどうかを確認しなければ、結果的に模倣・侵害を許すことになるため、コストをかけて権利を取得した意味がなくなってしまうことになります。このため、公的研究機関等は、自らが保有する権利が他者に侵害されていないかを定期的に確認することが重要です。

しかしながら、特に海外出願をした権利については、直接調査が困難です。簡便な侵害調査の方法としてはインターネットが挙げられます。インターネットによる情報調査を自身で簡易的に実施することで、調査コストを大幅に抑えることができます。例えば、各国の言語に合わせて類似すると思われる名称や形質等の特徴を、検索エンジンを使って検索します。より調査精度を上げるためには、コストは掛かりますが、各国の現地代理人に調査を委託するという手段もあります。また、出張で現地生産者を訪問した場合などに販売店等を訪問するといったことも有効です。

さらに、民間企業に対して、品種登録した国での独占的利用を許諾する代わりに侵害調査を義務づける方法などもあります(事例集エラー! 参照元が見つかりません。参照)。

全ての権利について網羅的な調査を実施することは現実的ではありませんが、重要な品種に関

<sup>32</sup> (引用) 経済産業省「知的財産の取得・管理指針」(平成 15 年 3 月) p.18

しては不定期であっても侵害調査を実施することで、侵害の実態を把握したり、仮に侵害が見つかった場合には警告状を送付したりするなどの措置をとることによって、牽制効果をもたらすことができます。

また、育成者権の侵害が疑わしい場合には、侵害品の入手、確認が必要ですが、種苗管理センターに設置されている品種保護 Gメンの制度を活用することが有効と考えられます<sup>33</sup>。また、公的研究機関等が民間企業等に利用・実施・使用許諾を行うような場合には、利用・実施・使用許諾契約の中で民間企業側での定期的な侵害調査の実施を義務化する、または協力して侵害調査に取り組む等の工夫も必要となります。

### (8) 侵害調査の結果に基づく侵害対応<sup>34</sup>

育成者権については侵害調査の結果に基づいて適切な措置をとる必要があります。その際には、弁護士等との相談・指導の下に行うことが重要です。

#### 侵害行為に関する情報の把握

侵害に関する情報を得たときは当該情報の真偽を確かめるために調査を行い、かつ証拠資料を収集する必要があります。とりわけ、問題とされている品種が登録品種と同一、特性により明確に区別されない品種、または特性の一部を変化させたに過ぎない従属品種や交雑品種であるか否かの情報及び判断が重要です。令和 2 年の種苗法改正により、農林水産大臣が、品種登録簿に記載された特性(特性表)と被疑侵害品種の特性を比較して、育成者権が及ぶ品種か否かを判定する制度が設けられました。このような制度を利用するためにも、一次的には次のような資料や情報の収集または調査から始めることになると思われます。

- ① 侵害の疑いのある品種の商品名、品種特性概要の把握
- ② 侵害の疑いのある品種の栽培元、販売元ないし輸入元、所在地の追跡
- ③ 当該品種に関する広告、パンフレット、記事等の収集

#### 交渉及び警告書の送付

権利者は侵害者と交渉するにあたって、まず交渉方針を決める必要があります。具体的には、相手方が侵害の事実を認めた場合と侵害の事実を否認した場合をそれぞれ想定した上で、法的手続きまで視野に入れるのか、和解にとどめ、相手方に改めて利用権を許諾するかなどの交渉の見通しと解決策について法律実務家を交えながら確認していくことになります。侵害者に対して警告書の送付を行う場合には、次のような事項を記載していくのが一般的です。

<sup>33</sup> 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構「種苗管理センター 品種保護対策」  
<http://www.naro.affrc.go.jp/ncss/hogotaisaku/index.html>

<sup>34</sup> (引用) 社団法人 農林水産先端技術産業振興センター(STAFF)「登録品種権利関係マニュアル」  
<https://www.jataff.jp/project/download/pdf/01-2009042714043002109.pdf>

- ① 育成者権の内容  
具体的には登録品種の種類、登録番号、登録年月日、品種名称を記載する。
- ② 侵害行為の摘示  
登録品種と同一若しくは特性により明確に区別できないこと又は従属品種若しくは交雑品種であることを示した上で、侵害行為に該当する具体の行為を相手方に示す。
- ③ 回答期限と対応策の摘示  
相手方の反論等の回答期限と期限までに回答がない場合の対応を相手方に示す。

#### 交渉決裂の判断

最初の警告を契機として相手方との反論や再反論を繰り返すことにより、侵害に関する争点や対応策が明確になります。交渉の結果、相手方の侵害の可能性が否定できないとの結論に達すれば、法律実務家との相談を交えた上で最終的な警告書を送付することになります。

交渉の決裂の判断は慎重に検討する必要があります。法的手続に移行するにあたっては、弁護士費用、人件費、追加証拠作成費用、印紙代等の訴訟に要する費用、請求が認められる蓋然性と見込まれる賠償額の多寡等を総合的に勘案して決定する必要があります。

**✓ 侵害調査および侵害調査の結果に基づく侵害対応について確認**

- 偽物、及び許諾なき登録品種の頒布に対する権利行使についての対応方法を検討していますか？

## 5. データ・ノウハウの取扱いについて

### (1) 法律に基づく研究データの利用と管理

近年、オープンサイエンスの重要性が唱えられており、科学者がより広く研究成果を公開し、一般市民がその情報にアクセスしたり、多様な形で参加したりする機会が増えています。各公的研究機関等が保有する研究データにおいても、他の公的研究機関や民間企業に共有して活用し、事業を行う機会が増えています。公開されたデータであっても、必ずしも無条件で利用できるわけではないことには、留意する必要があります。

また、公開される研究データが増える一方で、競争優位性の維持、収益源の確保等の要請から、秘密にしておくべきデータは依然として存在します。公開情報が増えると、秘密情報の価値及び管理の必要性も増すと言えます。研究データをどのように利活用するのかを決定し、それに従って研究データを情報管理することは、ますます重要になってきています。

#### 著作物としてのデータ

インターネット上に公開されているデータを利用して研究を行う場合、著作権に留意する必要があります。著作者に無断で利用した場合、著作権の侵害にあたるケースもあります。特にデータベースのうち、意図して選択された情報あるいは体系的な構成をもって創作性を有するものを許諾なく利用した場合、著作権侵害にあたるリスクがあります。海外のデータ(著作物)を利用する場合、例えば米国では著作権法第 107 条にフェア・ユースとして研究や調査目的であれば著作権の侵害にあたらないとする条項がありますが、この場合でも要件を満たす必要があります。いずれにせよ、相手国の著作権法上、問題のないことを事前確認しておくことが大切です。

図表 4 データベース法的保護の海外比較

## (参考) データベース法的保護 海外比較

	日本 (著作権法)	欧州 (データベース保護指令)		米国 (著作権法)	韓国 (著作権法)
		著作権	データベースに関する特別権 (Sui generis right)		
データベースの定義	論文、数値、図形その他の情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの【第2条第1項10の3】	体系的又は組織的方法で配列された、且つ、電子的その他の手段により個別にアクセス可能な、独立の作品、データその他の素材の収集物【第1条第1項】		定義無し(編集著作物に含まれると解される)。	素材を体系的に配列し若しくは構成した編集物として、個別的にその素材に接近し、又はその素材を検索することができるようにしたもの【第2条第19号】
保護要件	データベースの情報の選択又は体系的な構成によつて <b>創作性を有するもの</b> 【第12条の2】	コンテンツの選択又は配列により、 <b>著作者自身の知的創作物に該当すること</b> 【第3条】	コンテンツの入手、検証又は提示のいずれかにおいて、 <b>質的又は量的に相当の投資がなされていること</b> 【第7条】	素材又はデータが、結果として生ずる作品が全体として著作者の <b>創作的な作品に該当するような方法</b> で、選択され、調整され又は配列されていること【第101条】	規定なし(上の定義を満たすものであれば <b>創作性を要求しない</b> )
権利者	データベース創作者又はその承継人	データベースの著作者又はその承継人	保護要件を満たす投資をしたデータベース作成者、又はその承継人	自らが実質的な投資を投じた情報収集物が組み込まれかつ自らが商業的に提供している商品又は役務に係る現存する市場又は潜在的な市場が害された者	「データベース製作者」(データベースの製作又はその素材の更新、検証若しくは補充に、人的又は物的に相当の投資をした者)
権利若しくは規制内容	通常の著作権と同等の権利(e.g. 複製権、貸与権、公表権等)	(a)複製、(b)翻訳等、(c)頒布、(d)送信、展示等、(e)(b)の行為の結果としての複製等の行為に関する排他的権利【第5条】	データベースのコンテンツの全体、又は量的若しくは質的に評価して、実質的部分の抽出又は再利用の行為【第7条】	複製、二次創作、貸与、展示等	データベースの全部又は相当の部分複製し、配布し、放送し、又は伝送する行為【第93条】
適用除外	私的使用のための複製等【第五款 著作権の制限 第30条～第50条】	・合法的ユーザーの利用 ・私的複製 ・教育目的等の展示 ・行政手続き目的 ・その他国内法の例外【第6条】	非実質的部分の抽出及び再利用【第8条】 私的、教育目的、行政手続き等のための抽出【第9条】	フェア・ユースに該当する場合【第107条】	教育、学術、研究、又は報道のため【第94条】
保護期間	公表後50年(法人著作物の場合)【第53条】	公表後70年【Council Directive 93/98/EEC】	データベース作成完了日若しくは公衆に利用可能となった日の翌年から15年(重要な更新があった場合にはその更新日が起算点となる)【第10条】	発行日から95年(法人著作物)【第302条】	データベースの製作を完了した翌年から5年(データベースの更新に相当の投資がなされた場合はさらに5年)【第95条】

※ 取り上げた国々の法令等において、データベースを表す語句や概念が一見して明らかである著作権法を主に記載している。

18

(出所) 経済産業省「平成28年12月 第四次産業革命に向けたデータ・知財の利活用と保護について」

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki\\_zaisan/eigyو\\_himitsu/pdf/007\\_s01\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/eigyو_himitsu/pdf/007_s01_00.pdf)

## データ・ノウハウに関連する営業秘密

国内において自機関のデータが不正に利用された場合には、不正競争防止による保護を受けることが可能です。不正競争防止法第2条第6項において「営業秘密」とは、「秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であつて、公然と知られていないもの」と定義されています。従つて不正競争防止法上の保護を受けるためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3つの要件を満たすよう事前に対策を講じておく必要があります。

特に①秘密管理性については、具体的に管理体制を整備する必要があります。法人内に留めて営業秘密情報として保護すべき情報と法人外へ開示する情報についての基準を設ける等、適切に選別を行い、管理しなければなりません。営業秘密として保護する情報は、例えば「極秘」「社外秘」等に分類し、そのような表示を付すこと、法人内で施錠して保管すること、他機関とのやり取りの際にはパスワードを設けること等、適切なアクセス制限を設けて情報管理体制を構築し、厳重管理に努めていく必要があります。

営業秘密の保護に関しては、経済産業省のホームページ内にある「営業秘密～営業秘密を守り



活用する～」<sup>35</sup>のサイトに詳しく紹介されているので参考にしてください。

なお、「農林水産省知的財産戦略 2025」(令和3年4月 30 日農林水産省)<sup>36</sup>において、「植物の F1 品種の親品種や熟練農家等の優れたノウハウ、果樹の剪定技術が化体した樹形等について適切に守り活用していくため、不正競争防止法の営業秘密の活用を含め、農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産の保護方策を検討した上で、業固有の取引慣行・特性を踏まえた管理方法を示すなど生産現場等で参照されやすい形でとりまとめることにより、生産現場への意識醸成及び対策強化を図る。」とされており、今後、この検討結果についても参考にしてください。

### 限定提供データ<sup>37</sup>

平成 30 年 5 月に改正不正競争防止法が成立し、令和元年 7 月 1 日から施行され、令和5年に法改正<sup>38</sup>が行われました。その結果、営業秘密には該当しないものの、データを秘密管理している場合も含め、相手方を限定して提供されるデータが、「限定提供データ」として不正競争防止法による保護を受けることが可能となりました。

あらゆるデータが限定提供データとなり得ますが、例えば、機械稼働データ、車両の走行データ、消費動向データ、人流データ、裁判の判例データベースなどを挙げることができます。農林水産業に大きく関連するデータとしては、気象データ、地図データ、土壌・水質データ、育成状況データ、機械稼働データ、消費動向データなどがあります。このような多種多様なデータがつながることにより新たな付加価値が創出される産業社会「Connected Industries」の実現に向けては、データの創出、収集、分析、管理等の投資に見合った適正な対価回収が可能な環境が必要です。しかしながら、利活用が期待されるデータは複製が容易であり、いったん不正取得されると一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがあり、データを安心して提供するために、これらの行為に対する法的措置の導入を求める声がありました。

このような状況を受け、改正不正競争防止法は、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に、「限定提供データ(不正競争防止法第 2 条第 7 項)」を定義し、「限定提供データ」に係る不正取得、使用・開示行為を不正競争として位置づけています(不正競争防止法第 2 条第 1 項第 11 号～第 16 号)。

改正不正競争防止法の下では、限定提供データに関する不正取得行為や不正開示行為等が「不正競争行為」にあたり、差止請求が認められるとともに損害額の推定規定の適用を受けることが

<sup>35</sup> 経済産業省「営業秘密～営業秘密を守り活用する～」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

<sup>36</sup> 農林水産省「農林水産省知的財産戦略 2025」

[https://www.maff.go.jp/j/bo/tizai/brand/b\\_senryaku/attach/pdf/index-25.pdf](https://www.maff.go.jp/j/bo/tizai/brand/b_senryaku/attach/pdf/index-25.pdf)

<sup>37</sup> (参考) 経済産業省「限定提供データに関する指針」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31pd.pdf>

<sup>38</sup> 経済産業省「不正競争防止法 直近の改正(令和 5 年)」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei\\_recent.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_recent.html)

経済産業省・特許庁「令和 5 年不正競争防止法等の一部を改正する法律 法改正説明会」

<https://kaiseisetsumei-jpo2023.go.jp/wp-content/uploads/2024/01/e46bc3784fb6b31c4f587cd898137fdf.pdf>

できます。他方で、刑事罰はありません。経済産業省から「限定提供データに関する指針」(最終改訂:令和4年5月)が出されていますので、詳細は指針をご参照ください。

なお、限定提供データは営業秘密と同様に、「技術上又は営業上の情報」をその保護対象とし、その不正取得等の行為を不正競争の対象として規定しています。しかしながら、事業者等が取引等を通じて第三者に提供することを前提としている限定提供データと、企業内で秘匿することを前提としている営業秘密とでは、その保護の目的を異にすることから、類似の文言が使われている場合であっても、規定の趣旨に従った解釈がなされるべきであることに留意する必要があります。このため、研究開発データに関しても同様に不正競争防止法上の限定提供データに該当する情報は、法的保護を意識しながら利活用していく必要があります。

### データの利用

契約に基づくデータの利用に関しては、農林水産省「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」<sup>39</sup>、経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」<sup>40</sup>が策定されており、そちらのまとめを次項に記載しておりますので、契約手続の際には次項もご参照ください。

図表 5 (参考)データの不正使用等に関する主な法制度

	要件		民事措置		刑事措置	限定提供データとの比較
	保護されるデータ	不正行為	差止め	損害賠償	懲役/罰金	
<b>データベース著作物</b> (著作権法第12条の2第1項)	データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって <b>創作性を有するもの</b>	権利者の許諾のない複製等 (態様の悪性は問わない)	○		○	創作性がないデータ(工場の稼働データ等)は保護されない
<b>特許を受けた発明</b> (特許法第2条第1項、第29条)	①自然法則を利用した <b>技術的思想の創作</b> のうち高度のもの ②特許を受けたもの	権利者の許諾のない実施等 (態様の悪性は問わない)	○		○	は保護されない
<b>営業秘密</b> (不正競争防止法第2条第1項第4号～第10号)	① <b>秘密管理性</b> ② <b>非公知性</b> ③ <b>有用性</b>	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		○	他者に広く提供されるデータは保護されない
<b>限定提供データ</b> (不正競争防止法第2条第1項第11号～第16号(新設))	① <b>限定提供性</b> ② <b>電磁的管理性</b> ③ <b>相当蓄積性</b>	不正取得・不正使用等 (悪質な行為を列挙)	○		×	—
<b>不法行為</b> (民法第709条)	データ一般	故意/過失による <b>権利侵害行為</b>	×	○	×	原則として差止めができない
<b>契約(債務不履行)</b> (民法第415条)	データ一般 (契約内容による)	契約違反行為	○		×	契約当事者以外に適用できない

(出所) 経済産業省「不正競争防止法平成30年改正の概要(限定提供データ、技術的制限手段等)」

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen\\_fukyohososai.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/H30nen_fukyohososai.pdf)

<sup>39</sup> 農林水産省「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html> (令和2年3月)

<sup>40</sup> 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html> (平成30年6月)

## (2) 契約に基づく研究データの利用と管理

### 農業分野における AI・データに関する契約ガイドラインで扱うノウハウ等について

先人たちの努力や苦勞の積み重ねにより生み出され、産地内で共有されてきた価値ある知見が、データ提供により、また、AIによりノウハウとして見える化され、産地から流出してしまうという農業者の不安が、IT を農業へ積極的に導入するのに比例して高まるのは自然のことでしょう。しかしながら、法律によるデータやノウハウの保護は限定的です。そこで、ノウハウを適切に保護し、活用していくためには、データやノウハウの利用や第三者への提供にあたり、契約によって保護する必要があります。そのような契約では、データやノウハウが利用できる地理的範囲や利用者の範囲を限定するなどの制約を設ける等の対応が求められます。農林水産省作成の「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(令和 2 年 3 月(以下、「GL」といいます。))では、そのために必要な契約の考え方やひな形が示されています。

#### ■ 農業分野における AI の利用と農業関係者等との関わり(GL ノウハウ活用編 1 頁～、26 頁)

農業分野における AI を利用した製品・サービスに関連する契約場面については、

- 製品・サービスの研究開発段階における契約
- 製品・サービスの利用段階における契約
- 製品・サービス提供者や AI 研究開発者が、第三者に対して保有するデータ等を提供する段階の契約

の 3 つの場面が想定されます。

それぞれの場面において考慮すべき当事者として、

- 農業関係者等
- AI 研究開発委託者(国、地方公共団体、受託契約管理団体(公的機関)、製品・サービス提供者等)
- AI 研究開発者(研究試験機関等)
- 上記以外の第三者(第三者提供における提供先)

などが想定されます。

農業関係者等は

- AI を利用した製品・サービスの研究開発に対する協力者としての側面
- AI を利用した製品・サービスの利用者としての側面

の 2 つの側面を有しています。

農業分野における AI を利用した製品・サービスの研究開発においては、国や地方公共団体などが資金供与を行い、AI の研究開発委託者となることが多いでしょう。公設試験場は、各契約による位置づけにより、研究開発者となることもあるし、研究開発委託者(大学に分析やアルゴリズム開発を委託するケース、IT ベンダにアプリ開発を委託するケースなど)となることもあります(GL ユースケース参照)。

### ■ AI を利用した製品・サービスに関する契約における留意点(GL ノウハウ活用編 34 頁～)

経済産業省作成の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(令和元年 12 月(以下「経済産業省 GL」といいます。))では、機械学習モデルによる AI の研究開発の特徴として以下の点を挙げています(経済産業省 GL・AI 編 18 頁～21 頁)。

- 学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと
  - ◇ 事前の性能保証が性質上困難であること
  - ◇ 事後的な検証等が困難であること
  - ◇ 探索的なアプローチが望ましいこと
- 学習済みモデルの内容・性能等が学習用データセットによって左右されること
- ノウハウの重要性が特に高いこと
- 生成物に更なる再利用の需要が存在すること

このうち、農業関係者等の立場から見ると、農業関係者等が AI を利用した製品・サービスを利用する際には、「事前の性能保証が性質上困難であること」、「事後的な検証等が困難であること」について、特に留意する必要があります。AI を利用した製品・サービスの性能はあくまでも、その研究開発に用いたデータとの関係で性能等が示されたものであり、利用者が利用時に入力したデータに対しても、確実に同じ動作をするかについては保証されるものではない、という特徴を有します。例えば、入力したデータが、AI が予定したデータの範囲よりも大きく異なる場合には、必ずしも性能が発揮されるとは限りません。また入力したデータと、その結果の関係についても、必ずしも因果関係等が説明できるわけではない、という性格を有しています。

また、「ノウハウの重要性が特に高いこと」という点については、AI の研究開発に際して、農業関係者等がノウハウを提供する場合には、農業関係者等の利益の保護という観点から、提供したノウハウの価値や目的について、当事者間で適切に理解することが求められます。

「生成物に更なる再利用の需要が存在すること」との関係では、データを提供したり、製品・サービスの利用に際してデータを入力したりする場合には、提供したデータの再利用や、AI を用いたモデルの第三者への提供などについて、留意することが求められます。

農業分野における AI に関する研究開発や利用に関する契約条項などを具体的に作成する場合には、契約対象であるデータに関する権限関係や知的財産権などに関する理解も必要となる場合があるほか、AI の特殊性を理解することも求められます。そのため必要に応じて、弁護士や弁理

士等の専門家に対する相談なども行いながら、具体的な契約内容を定めることが望ましいでしょう。

■ AI を利用した製品・サービスに関して農業関係者等により提供されるデータ・ノウハウ等(GL ノウハウ活用編 45 頁～)

① 農業関係者等におけるデータ・ノウハウの重要性

AI の研究開発に際しては、農業関係者等からデータとノウハウが提供されます。

データについては、AI の研究開発において基礎となるものです。機械学習では、様々なデータを帰納法的なアプローチで分析し、その成果として学習済みモデルが生成されることから、学習に際してより多くの、またより多様なデータを収集することが、精度の高いモデルを研究開発するために重要です。

農業分野における AI の研究開発において求められるデータは、実際に生産を行う際に得られるデータや、農作物等から得られるデータが中心です。農業データの場合、農作物に関するデータには 1 年に 1 度しか得られないものもあり、また AI の研究開発を行う目的によっては、データを取得する地域や環境などが限定されることもあります。そのため機械学習を行うのに十分なデータを得るのに、データの提供者、受領者双方において大きな負担を伴うことがあります。

そこで農業分野の AI の研究開発においては、データと併せて、農業関係者等のノウハウを活用することにより、モデルの生成を効率的に行うことが期待できます。

AI の研究開発においてノウハウについては、以下の目的で利用されます。

- ・熟練農業者における知見や経験を AI に利用して形式知の形にすることで、他人が利用できるようにする。
- ・AI の研究開発のうち、機械学習で求められる教師データなどにおいて、農業関係者等の知見等に関する情報を活用する。

② 農業関係者等における知見とノウハウ

農業従事者には、創意工夫に基づく知見や経験則から得られた知見などが蓄積されています。

その内容が具体的に表現され、誰でも理解できる形式知となれば、ノウハウとしての保護の対象となりえます。

他方、農業従事者が経験則上得られた知見の中には、本人も具体的にその内容が説明できないものの、経験則上有用と考えられる暗黙知のレベルにとどまっているものも多くあります。暗黙知は、そのままではノウハウとして保護することは難しい(保護の対象となる情報が特定できない)ですが、例えば行動分析や生産プロセスの分析などを通じて、外部からも説明ができるように記述して、形式知とすることにより、ノウハウとしての保護が可能となります。つまり、暗黙知は、潜在的なノウハウとして位置づけることができます。暗黙知は形式化されていないため、その内容が不明確になりやすく、消失する可能性も高いです。そのため、暗黙知については、経済的な価値の具現という観

点からだけではなく、暗黙知の内容の保全という観点からも、形式知化等を行うことが求められます。

③ 農業関係者等への配慮したデータ・ノウハウ等の取扱い

1. 形式知に関する事前の情報提供

熟練農業者、農業普及指導員のノウハウを保護する際には、農業関係者等の利益等が保護される形でノウハウを取り扱うことが求められます。

まずデータの提供や教師データ作成に貢献する熟練農業者、農業普及指導員等に、不意打ち的な損害が生じないことを配慮した取扱いが行われる必要があります。熟練農業者、農業普及指導員等のノウハウが形式知となっている場合には、AIの研究開発のために、ノウハウの提供依頼や利用に先立ち、例えば以下の事項を、AIの研究開発者は熟練農業者、農業普及指導員に示すことが可能であり、これにより熟練農業者、農業普及指導員等がノウハウ等の提供の判断材料とすることができるため、事後の不意打ちとなることを防止することができます。

ここに示した事前情報は、ノウハウ等の提供に係る契約の前に提示される必要があります。提示方法は、契約書案の形によるほか、熟練農業者、農業普及指導員等のノウハウの提供者が契約前に把握できる方法であれば良いですが、その内容は、契約に組み込まれることが必要です。

(ア) 提供先でのノウハウの利用

- ・ 利用目的(特に提供先の自己利用目的)
- ・ 提供データの利用方法(組み合わせ等)
- ・ 追加的な利用の有無
- ・ 他のノウハウ提供者の有無・関係
- ・ 利用期間
- ・ 成果物の利用期間

(イ) 提供先でのノウハウの管理

- ・ 管理方法(安全管理措置、監査等)
- ・ 利用後の対応(削除及び削除証明)

(ウ) ノウハウの第三者提供

- ・ 提供先及び提供先での利用目的
- ・ 提供形態(データ、パラメータ等の提供、製品・サービス提供等)
- ・ 提供するノウハウの範囲・レベル(提供時の方はノウハウの抽象化等)

## 2. 暗黙知に対する取扱い

農業関係者等から提供するノウハウが暗黙知である場合、事前にその詳細を特定することは困難です。また農業関係者等においても、提供する暗黙知に対してどれだけの価値が生じるものであるのかを事前に判断することが難しいことが多いでしょう。暗黙知の場合、分析を行ったり、AIの研究開発を進めたりする過程で、形式知になったり、学習済みモデル等として実装した段階で、具体的な提供関係や利用関係を決定することができるようになります。

そこで、暗黙知を提供する際には、まずは提供した暗黙知に対する守秘義務や管理方法などを中心とした内容の契約を当事者間で締結し、そのうえで分析やAIの研究開発を進め、暗黙知の内容の一部または全部が形式知として表現できる状態になったり、あるいは学習済みモデル等として実装できる程度に生成できるようになったりした段階で、具体的なノウハウ提供に関する契約内容を決定しましょう。

### ■ 個人情報等の対応(GL ノウハウ活用編 51 頁～)

農業関係者等のうち、個人の農業従事者における営農情報等は、個人情報として扱う必要が生じるものもあります。提供データやAIの研究開発に際して用いられる学習用データセット等において個人情報が含まれている場合には、同様に個人情報として取り扱うことが求められます。なお個人情報の利用に際しては、個人情報の利用目的をあらかじめ特定し、示す(通知・公表)ことが求められます。

個人情報を含むデータから生成された学習済みパラメータについては、それ自体には個人情報が含まれているケースは少なく、生データを再現することが困難であるという特徴を有しています。そのため、製品・サービス提供者においては、個人情報としての取扱いは必ずしも求められません。他方、個人の農業関係者等においては、提供した個人情報が学習済みモデルの中で残っているのではないかと、との疑念を持つこともあるため、同意を得るための十分な説明が求められます。

### ■ AIを利用した製品・サービスに関連する知的財産権(GL ノウハウ活用編 20 頁～)

農業分野におけるAIを利用した製品・サービスに関連する知的財産をめぐる当事者関係の概要を図表 6 に示します。また、AIの研究開発・利用において生じる財産権の保護に関する法令と契約の関係を図表 7 に整理しました。

農業分野においては、製品・サービスの研究開発やその利用に際して、農業関係者等からデータの提供(利用の場合には、入力・送信などによる)が行われます。研究開発においては、これを起点としてAIの成果物が生成されます。

AIの成果物については、プログラムなどについては、研究開発を行った者(研究開発機関等)の著作権となるほか、これを生成するための派生データ(教師データ、ハイパー・パラメータ等)についても、一般的にはAI研究開発者に管理処分権限があるとされています。

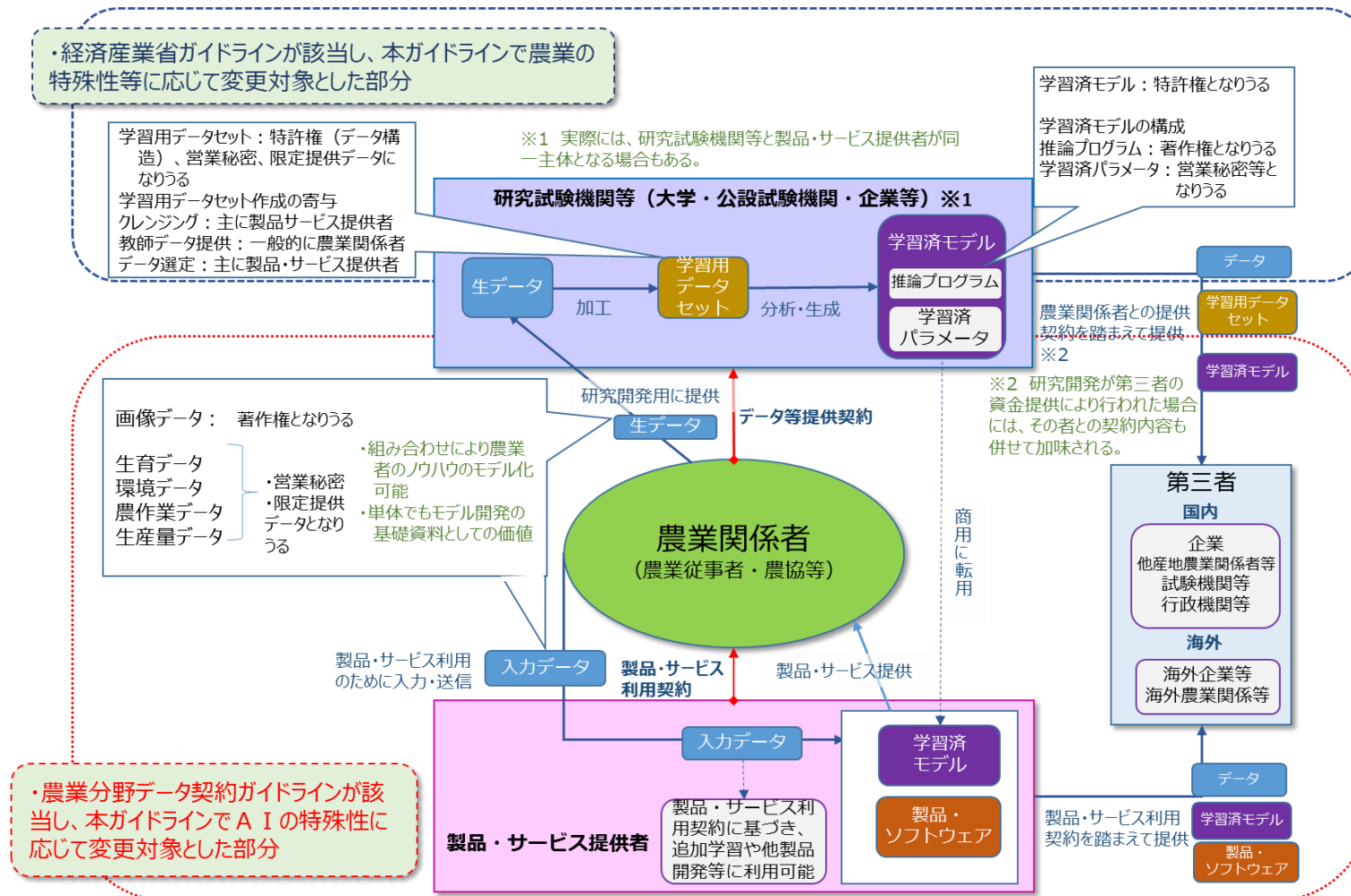
他方、学習済みモデルにおいては、農業関係者等が生データや、教師データ作成のためのデータの提供を通じて、熟練農業者や農業普及指導員、研究開発機関におけるノウハウや研究成

## 5 データ・ノウハウの取扱いについて

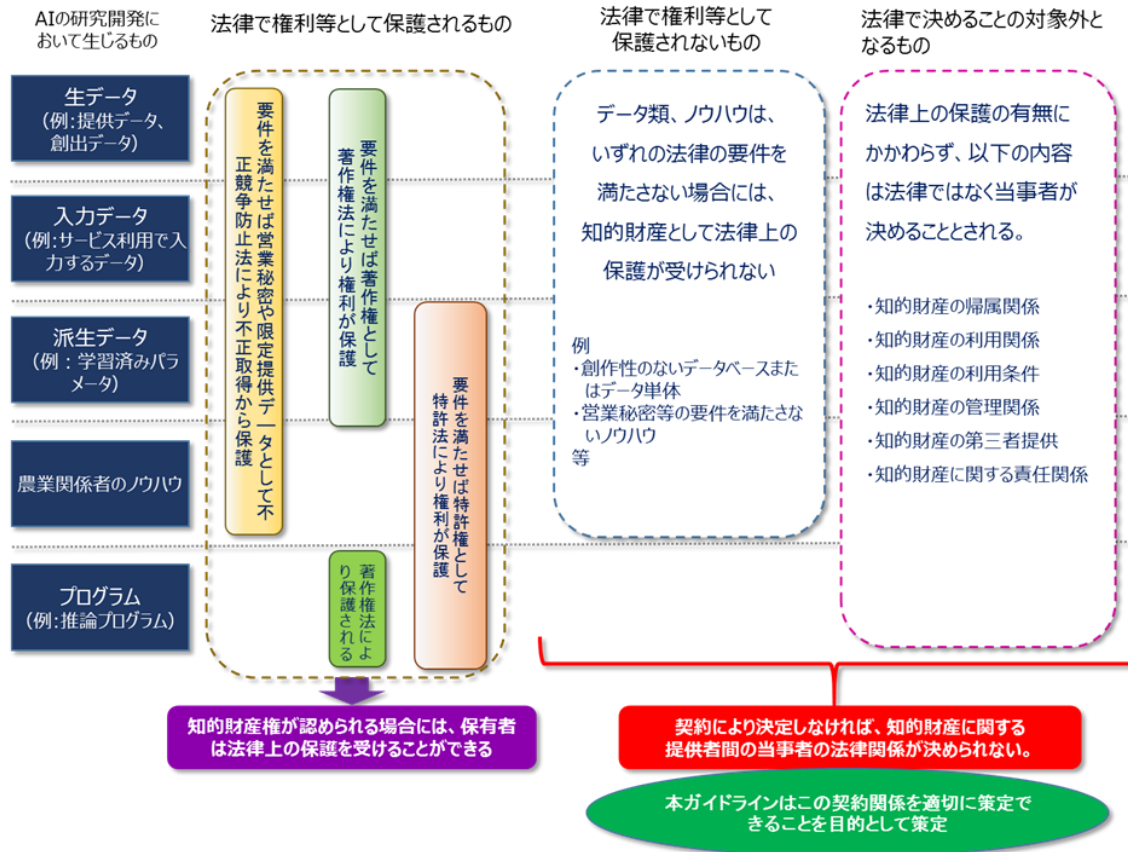
果が、学習済みパラメータなどの形で具現化したものと評価できるものもあります。学習済みパラメータは必ずしも著作権の対象となるわけではなく、契約により当事者で利用関係や処分関係を定めることとなります。そこで、データ等を提供する際のデータ等提供契約が、農業関係者等のノウハウ保護との関係で重要な役割を示すほか、製品・サービス利用契約も、入力・送信するデータの内容や利用方法によっては農業関係者等のノウハウに関係する場合もあるため、ノウハウ保護との関係で重要な役割を果たすことがあります。



図表 6 農業分野のAIの研究開発及び製品・サービス利用におけるデータ等の流れと知的財産関係



図表 7 AIの研究開発・利用において生じる知的財産の保護に関する  
法令と契約の関係



出所:GL ノウハウ活用編 22 頁

農業分野における AI・データに関する契約について

AI・データに関する契約案及びその解説は、農業以外の産業分野については経済産業省 GL を、また、農業分野については農林水産省作成の GL を、それぞれ参照してください。本項では、契約類型を整理した上で、類型毎に、AI・データに関する契約において特に留意すべき事項のみを挙げるものとします。契約の目的、秘密保持義務、有効期間、解除、不可抗力免責、契約の地位の譲渡、裁判管轄等を定めるべきことは、他の分野の契約と変わりません。

なお、参照の便宜のために、これらのガイドライン関係について、以下に簡単に説明します。

経済産業省 GL は、農業分野以外の産業分野におけるデータ提供や AI の開発・利用に関する契約内容を取り決める際のガイドラインであるのに対し、GL は、経済産業省 GL と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえて特に考慮しなければならない部分について、対応すべき内容を示すものです。

また、経済産業省 GL は、「データ編」及び「AI 編」から構成され、GL は、「データ利活用編」及び「ノウハウ活用編」から構成されます。

経済産業省 GL の「データ編」及び GL の「データ利活用編」は、データ提供場面などに関する契約の考え方や条項例等を示しています。これに対し、経済産業省 GL の「AI 編」及び GL の「ノウハウ活用編」は、AI の研究開発・利用において特に考慮すべき部分について対応すべき内容を中心に示すものであり、ノウハウ活用に際してはデータ利活用が前提となることを踏まえ、GL ノウハウ活用編と GL データ利活用編は必要に応じ相互に参照するものです。

### ■ データの利活用についての契約

データの利活用の場面における契約は、大別して【データ提供型】、【データ創出型】、【データ共有型】の 3 類型に分類することができます(GL データ利活用編 6～7 頁)。後に改めて述べますが、AI 研究開発に協力するために農業者がデータを提供する場合や、AI の製品・サービスを利用するために農業者がデータを提供する場合は、データ提供型、データ創出型を使うことが想定されます。

#### ① データ提供型

データ提供型契約は、取引の対象となるデータを一方当事者(データ提供者)のみが保持している場合において、データ提供者からデータの提供を受ける他の当事者(例、農業データ IT サービス開発者および提供者(データ受領者))に対してデータを提供する際の、データ受領者のデータの利用権限や利用条件等を取り決めるための契約です。例えば、熟練農業者が「熟練知」を農業データ IT サービス開発業者に提供する場面や、農業経営に参入したベンダが、自社農場に設置した自社センサによって取得した土壌データを蓄積し、他のメーカーに有償譲渡するなどの事例がこの契約類型の対象となります。データ提供型契約において特に定めるべき事項は以下のとおりです。

- (ア) 提供データ等の特定、利用期間、利用目的
- (イ) 提供データ等の提供方法
- (ウ) 提供データ等の目的外使用の禁止、第三者提供の可否・範囲・手続、利用停止権限
- (エ) データの提供に対する対価の要否・額・支払条件
- (オ) 提供データ等の正確性・有用性等に関する(非)保証
- (カ) 責任の制限等
- (キ) 利用状況の報告及び監査
- (ク) 提供データ等の管理
- (ケ) 契約終了時の提供データ等の取扱い
- (コ) データ漏えい等の場合の責任及び対応
- (サ) 派生データ、知的財産権の取扱い
- (シ) データ漏えい等の場合の対応及び責任

#### ② データ創出型

データ創出型契約は、複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される場面において、当該データの創出に関与した当事者間で、データの利用権限について取り決めるための契約です。例えば、農業データ IT サービスベンダが、熟練農業者にウェアラブル端末を装着してもらい、当該端末についているセンサから、その作業と判断に関する「暗黙知」の情報を農業データ IT サービスベンダに提供してもらい、農業データ IT サービスベンダが、当該「暗黙知」の情報を集積し分析して、熟練農業者の「暗黙知」を一定の「形式知」として誰でもが理解できる形に変換されたノウハウとして加工した場合には、熟練農業者と農業データ IT サービスベンダはいずれも新しく当該「形式知」を創出させた当事者になります。そして、この当事者間で、熟練農業者の「暗黙知」をどの範囲で利用することができるのか、「形式知」をいかなる条件で利用することができるかを定める場合が、この契約の類型となります。

データ創出契約において特に定めるべき事項は以下のとおりです。

- (ア) 当初データ等の特定、利用期間、利用目的
- (イ) 当初データの取得方法(不正な手段による取得の禁止等)
- (ウ) 当初データ等の利用者の特定、目的外使用の禁止、第三者提供の可否・範囲・手続
- (エ) 派生データ、知的財産権の帰属、利用権限等(第三者提供の可否・範囲・手続を含む)
- (オ) 当初データ及び派生データの正確性、有効性、利用期間等の(非)保証
- (カ) 利用権限の配分に関する対価等
- (キ) 第三者提供した場合の収益の分配とデータ保管費用の分担
- (ク) 報告・監査等
- (ケ) 相手方受領データの管理
- (コ) 契約終了時のデータの取扱い
- (サ) データ漏えい等の場合の対応及び責任
- (シ) 責任の制限等
- (ス) 契約時に想定されなかったデータの創出・取得時の取扱い

### ③ データ共用型

データ共用型契約は、複数の事業者がデータをプラットフォームに提供し、プラットフォーム事業者が当該データを集約・保管、加工または分析をし、複数の事業者がプラットフォームを通じて、当該データを共用するための契約です。例えば、農業の担い手が、データを使って生産性を向上させ、経営の改善に挑戦することができる環境を作るための農業データプラットフォームである「農業データ連携基盤」(通称 WAGRI)は、一定の共通したルールの下で、気象や土地、地図情報等に関する様々なデータを民間企業や官公庁が有償または無償で農業データプラットフォームに対して提供するとともに、プライベート・データと呼ばれる農業従事者および農業に関するデータも、農業関係者や農機メーカー等から当該プラットフォームに対して提供してもらうことによって、ICT ベンダや農機メーカー等が個別に開発・集積した農業 ICT サービスやデータベースを相互に連携さ

せ、また当該プラットフォーム上で必要なデータを統合・解析することによって、質の高い分析データを WAGRI 参加者に提供することを目的としています。この WAGRI のプラットフォーム上でのデータの利活用条件を定める契約は、この契約の類型となります。データ共用型契約において特に定めるべき事項は以下のとおりです。

- (ア) 利用者の範囲
- (イ) 利用制限を設定するデータがある場合にはその区別の設定方法
- (ウ) 提供データの原則的非保証
- (エ) データ提出者(農業関係者等)からのデータ提供にかかる同意書の提出、適法・適切な方法により取得されたものであることの表明
- (オ) 提供データに関するデータ提供者の責任
- (カ) 派生データの知的財産権の帰属、利用権限等
- (キ) 提供データの管理
- (ク) プラットフォーム事業者の義務・責任(責任限定)
- (ケ) データ漏えい等の場合の対応及び責任
- (コ) 利用規約違反時の制裁措置
- (サ) 脱却時・終了時における提供データや成果物の取扱

### ■ ノウハウの活用(GL ノウハウ活用編 20～52 頁、開発(提供・創出)、利用、第三者提供)

#### ① 研究開発場面

##### 1. AI 開発契約の当事者

我が国では、農業分野では、国・地方公共団体などが研究開発委託者となり、研究開発を受託する者に対して、AI の研究開発や、これを実装した製品・サービスの研究開発などを委託するケースが多いでしょう。国・地方公共団体以外の場合として、農業関係者や企業等が研究開発委託者となる場合があります。そのほか、製品・サービス提供事業者が、自らの資金で研究開発を行う場合もあります。

AI の研究開発者については、国・地方公共団体が研究開発委託者の場合には、受託契約管理団体の下で、製品・サービス提供者と研究開発機関が、AI を利用した製品・サービスの研究開発を行うことが多くみられます。この場合、製品・サービス提供者が AI 研究開発も含めて、受託契約管理団体より受託し、さらに研究開発機関に対して、AI 研究開発を再委託する場合があります。このケースでは、受託契約管理団体との契約関係では、製品・サービス提供者が AI 研究開発者になり、再委託契約においては製品・サービス提供者が AI 研究開発委託者、研究開発機関等が AI 研究開発者になります。また受託契約管理団体から研究開発機関に対して、直接委託する場合がありますが、この場合は受託契約管理団体が AI 研究開発委託者、研究試験機関が AI 研究開発者となります。

農業関係者等が研究開発契約の委託者である場合には、製品・サービス提供者と研究開

発機関が受託者となり、当該農業関係者等の利用目的に応じた AI を利用した製品・サービスの研究開発を行います(例えば AI の研究開発は研究開発機関、成果物であるモデルの実装は製品・サービス提供など)。

## 2. AI の研究開発契約におけるデータ・ノウハウの取扱い(GL ノウハウ活用編 55～56 頁)

AI の研究開発におけるデータ・ノウハウの提供では、上記 GL データ利活用編の「データ提供型契約」、あるいは「データ創出型契約」が基本的には該当します。農業関係者等が保有するデータを、AI 研究開発を行う主体に提供して、AI の研究開発を行うケースは、「データ提供型契約」が該当し、農業関係者等と AI 研究開発を行う主体が協働してデータの創出を行うケース(例えば農業関係者等の圃場に、AI 研究開発を行う主体がセンサなどを設置して、データ収集等を行い、AI を研究開発するようなケース)は、「データ創出型契約」が該当します。

AI の研究開発に際しては、GL データ利活用編に示すデータ提供型契約、データ創出型契約のひな型との関係で、以下の点を考慮する必要があります。

- GL データ利活用編に示すデータ提供型契約、データ創出型契約では、いずれも派生データの取扱いが示されていますが、AI の研究開発においては、派生データだけではなく、AI の学習済みモデルなども生成されることから、その扱いへの配慮が必要です。データ創出型契約における派生データに関する取扱いと同様に、著作権や特許権等の帰属、利用条件、第三者提供等について定める必要があります。
- AI の研究開発においては、農業関係者等からデータの提出だけではなく、具体的にノウハウが提供される場合があります(例えば教師データの作成支援など)。このようなノウハウについても、データ提供型契約における提供データに関する取扱いと同様な規定を設けることで、目的外使用や漏えいを防止する必要があります。

### ② 利用場面(GL ノウハウ活用編 115 頁～)

AI を利用した製品やサービスであっても、その利用自体に係る取決め内容(サービスの内容やサービス水準等に係る取決め)は、一般的な製品やクラウドサービスにおける取決め内容と同様です。

しかし、AI を利用したサービスにおいては、AI 研究開発者が入力データを、ユーザへのサービス提供以外の目的で利用することを望む場合があります。この場合でも、利用者から取得するデータに関する条項は、簡単な規定にとどまるか、規定それ自体がないことが想定されます。そのような場合には、製品やサービス提供者が取得したデータは、具体的な取決めがない状態に置かれるため、製品やサービスの提供者が任意に利用しうることになります。そこで、必要に応じて、AI 研究開発者による入力データの利用に関して取り決める必要があります。

AI を利用した製品・サービスに供されるデータ(利用者が入力するデータおよび、機器等が自動

的に収集するデータを含む)の取扱いにおいて定めるべき事項については、概ねデータ提供型契約又はデータ創出型契約と同じです。

利用場面に固有の定めは、追加学習に関する取り決めです。AI においては、入力データを蓄積し、追加学習させることにより、よりモデルの精度が向上することがあります。このような追加学習を認めるかどうかについても、取決め内容に含めることが求められます。この場合、問題となるのは、追加学習の結果、得られたモデルの提供先についてです。例えばある地域の農業関係者等向けにサービスを提供している企業が、同様のサービスを別の地域でも別途提供している場合、両地域のデータを併せて追加学習し、両地域に対してサービス提供して良いかは、事前に取り決めておくべきでしょう。

### ③ 第三者提供(GL ノウハウ活用編 126 頁)

(ア) 提供するデータ等の範囲、提供方法

(イ) 提供先の範囲・選定

(ウ) 特定の地域外の第三者への提供の可否・条件

(エ) 提供先における利用権限(利用目的、利用方法、利用者、利用期間等)の設定

(オ) 提供データの管理責任、提供先が漏洩した場合の提供者の責任

(カ) 提供先における秘密保持等に関する内容

(キ) 契約終了時のデータ等の取扱い

(ク) 個人情報の取扱い

## 6. 農林水産・食品産業における標準化

農林水産省知的財産戦略2025(令和3年4月30日)が標準化の重要性に言及しているように、TPP、日英、日 EU 経済連携協定等による農林水産物・食品等市場の国際化が進む中で、国際標準がグローバルな取引の円滑化や消費者の選択合理化に資する基準として、つまり国際競争力を決定づける重要な要因として位置づけされつつあります。そのため、国際標準を自国にとって優位になる形で策定することによって新たな市場を形成するといったように自国の農林水産・食品の流通・取引が優位になるよう、国際標準の策定に関する駆け引きが活発化していると言われていきます。今後、日本で生み出された研究成果が国際的な市場において正しく評価されるようにするためにも、研究者の方々は国際標準に意識を払う必要があります。

過去の実例を2つ挙げましょう(具体的には、**第エラー! 参照元が見つかりません**。章を参照下さい)。

まず、ISOの緑茶の定義についてですが、2005年には委員会原案がすでに提出されており、そこでは「緑茶は機能性成分のカテキン類が含まれることが優れた特徴」として、その成分表には総カテキン量の下限値が記載されていました。しかし、抹茶や玉露は「うま味」を出すために被覆栽培(直射日光を遮る栽培方法)でカテキンの生成を抑えているため、この下限値に達しないので、このままではこれらが緑茶と認められなくなってしまうおそれ(具体的には、輸出できなかつたり、輸出しても買いたたかれたりされるおそれ)がありました。そこで、農研機構、農林水産省、業界団体などで対応を話し合っ活動した結果、日本は議決権のない O メンバー(Observing member)でありながら、英国人議長のはからいで、国際会議の場で問題点を指摘させてもらえることになり、最終的には、緑茶の規格の脚注に「抹茶や玉露のような特別な栽培では、成分表と異なることがある」と明記してもらえることとなって、ことなきを得ました。

また、乳製品乳酸菌飲料は第二次世界大戦前に日本において開発され、日本では食品衛生法に基づく「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)」によって、さらに東南アジアやラテンアメリカ等でも法律により乳製品として位置づけられていました。しかし欧米では法的根拠が確立されていなかったため、世界的な乳製品でありながら欧米で乳製品とは認められず、本来基礎食品として取り扱われるべきところを、国によっては単なる飲料としての分類・表示しか許可されなかつたり、乳製品に比べて高い税を課せられたりしてきました。そこで、官民一体となった活動によって、国際的な食品規格であるコーデックスでの規格化に成功しました。じつに、この規格化された2010年までの活動は18年、一旦発酵乳規格から除外され再挑戦開始してからでも8年かけて、上記の問題点が解消されたのです。

これらの教訓は、スマート農業における国際標準化はもとより、農林水産漁業における輸出戦略のためにも、ときとして国際標準化が必須であることを教えてくれます。

本章では、日本の農林水産物・食品に関する研究者の方々が少しでも国際標準ないし、標準化を意識して研究に取り組むことが出来るよう、標準化の概念や日本の標準化制度、国際標準化に関して基礎的な内容をご紹介します。



## (1) 標準化の概要

### 標準化とは

自由に放置しておけば多様化し、複雑化していくモノ、コトを取り決め(標準)によって単純化・パターン化し、秩序を保った状態にすることで産業活動を円滑におこなうことが出来るようになります。この単純化・パターン化するための取り決めを作成していく過程が標準化であると言われています。

なお、ISO/IEC ガイド 2 の国際一致規格である JIS Z 8002:2006(標準化及び関連活動—一般的な用語:Standardization and related activities-General vocabulary)では、標準化について次のように定義されています。

「実在の問題又は起こる可能性がある問題に関して、与えられた状況において最適な秩序を得ることを目的として、共通に、かつ、繰り返して使用するための記述事項を確立する活動。」

標準化は古くはピラミッド建造でも用いられたと言われており、その歴史は古く、産業革命期には経済的に大量生産を可能とする技術的性格のものが多くなり、昨今ではそれを超えた、流通や技術移転の場面において商品や技術自体の価値を決定づけるものに高度化しつつあります。

標準化が高度化しつつある例として、例えば農林水産・食品分野においては「緑茶の定義」の国際規格化や「ほうれんそう中のルテインの定量・高速液体クロマトグラフ法」に係る標準化が挙げられます。

「緑茶の定義」の国際規格化は、「緑茶の定義」を規格化する流れに日本が出遅れたことによって日本の抹茶や玉露が商品価値を損ないかけた事例となっています。標準化を意識しなければ商品価値を失うことにもなり得ることをよく示した例といえます。「ほうれんそう中のルテインの定量・高速液体クロマトグラフ法」に係る標準化については、国際市場における日本製品の価値を高める標準化の事例となっています。詳細は 7 章をご参照ください。

### 標準化と知財の関係

標準化は知的資産の「共有」を目的としたものであり、権利化や秘匿化、公知化に並ぶ知財マネジメントの一つと考えられます。上述のように標準化の取組が国際的に高度化する中で公的研究機関等の研究従事者にあたっては、標準化を知財マネジメントの選択肢の一つとして想定していく必要があります。

### 標準化の目的・意義

標準化の基本的な目的は科学技術の成果の普及や社会生活においてお互いに意思を疎通して良く理解し、社会の秩序を保ち、人間社会の便益の増大というような点にあると言われています。

とはいえ、標準化の目的や意義は多様であり、また、特定の標準化の目的が複数の目的にまたがることもあります。「標準化実務入門(標準化教材)」(2016)によると ISO(国際標準化機関)にお

ける標準化の目的・意義に基づき、標準化の目的・意義が以下の 8 項目に整理されています。

- (1) 互換性又はインターフェースの確保
- (2) 多様性の制御(調整)
- (3) 相互理解の促進
- (4) 安全の確保・環境の保護
- (5) 品質の確保
- (6) 両立性
- (7) 政策目標の遂行
- (8) 貿易障害の除去

以上は一般的な標準化の目的・意義となりますが、農林水産・食品分野においては具体的に以下のような意義があるといえるでしょう。

- (1) 生産・経営の改善・効率化、品質・互換性の確保  
例として、食品衛生法、JAS 制度、食品表示制度などが挙げられます。食品衛生法は、食品の製造方法、取り扱い方法について基準を定めるとともに、食品添加物や汚染物質に関する規格を定め安全な食品供給のための様々な技術、知識の義務化を図っています。また、JAS 制度は、品質の向上、取引の合理化の観点から、品質マネジメントシステムの考え方に基づく監査制度を通じ、食品や林産物の製造技術の平準化、向上を図っています。食品表示制度は、食品に付随する情報としての表示の標準化を図り、消費者による食品の安全な摂取・取扱、合理的な商品選択に資するものです。
- (2) 適正な評価環境の整備  
例としては機能性成分の試験方法 JAS が挙げられます。統一した試験方法を整備することで、客観的なデータによる優劣の比較が可能になります。さらに、日本製品の優位性が発揮できる試験方法を国際標準化することで日本製品が日本市場以外においても高く評価される環境を整備することが出来ます。
- (3) 取引の円滑化  
例としては飲食料品の JAS、ノングルテン米粉の製造工程管理 JAS、錦鯉の用語 JAS が挙げられます。サプライヤーにおいては品質管理基準(自社の製品・取組の説明・証明の後ろ盾)として、バイヤーにおいては調達基準(確かなものであることの判断材料)として標準化を活用することで商取引が効率化・円滑化します。
- (4) 市場拡大・新たなニーズの創出  
例として、ノウフク JAS や大豆ミート JAS が挙げられます。新規技術やエンカル消費のような新たな価値基準の目安を標準化することで市場への新規参入が容易になり、市場拡大や新規需要の創出が見込まれます。

### 標準化の効果と限界

標準化の目的と意義を踏まえて、一般的な標準化には以下のような効果があると言われています。

- (1) 情報伝達の迅速化と高精度化が図れる
- (2) 流通業者、消費者の理解を早期に獲得できる
- (3) 製造者、消費者間のトラブルが減少する
- (4) 保全・修理作業の効率化が図れる
- (5) トラブルの再発防止を効率的に行うことが出来る 等

一方、標準化の効果に比較して、標準化行為に必要な負担の方が大きい場合には、かえって標準化の効果である能率増進と経済性の向上に反することになるため、このような標準化は避けるべきとされています。例えば衣類品のような個人的な趣味、好み、嗜好または使い勝手に属するのは、標準化を行ってもそれが活用されないことは明白です。標準化は万能ではなく、あくまで限界が存在することに留意する必要があります。

## **(2) 日本の標準規格制度**

日本の標準化政策は、明治時代後半の公共調達から始まったと言われています。1903 年以降、陸軍では、綴釘、木ネジ、洋釘、ボルトの規格を定め、海軍では造船材料試験規格が定められたとされています。そして 1906 年に農商務省において政府需要のポルトランドセメントの試験方法が統一されたことが日本における全国的な規格統一作業の始まりとされています。その後、戦後 1949 年に「工業標準化法」(現在の産業標準化法)、1950 年に「農林物資規格法」(現在の日本農林規格等に関する法律)が制定され、それぞれの法律に基づいて日本工業規格(現在の日本産業規格)と日本農林規格制度が確立され、日本の標準化活動が整備されました。

ここでは現在の主な日本の標準化制度である、日本産業規格と日本農林規格をそれぞれご紹介します。

### 日本産業規格(Japanese Industrial Standards)

#### ■ 日本産業規格(Japanese Industrial Standards)とは

日本産業規格(以下、JIS)とは、日本の産業標準化の促進を目的とする産業標準化法(以下、JIS 法)に基づき制定される任意の国家規格とされています。我々の身の回りにある様々な鉱工業品の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用や消費の合理化を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目指して定められています。

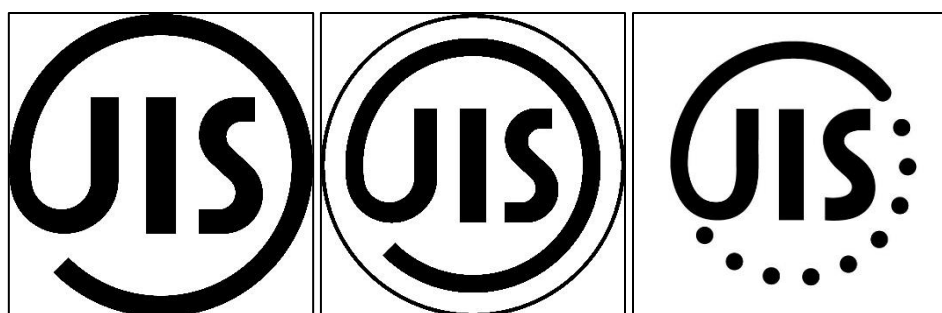
## ■ JIS マーク

JIS 法の仕組みとして、単に JIS を制定するだけでなく、JIS への適合性を評価して表明する JIS マークが存在します。JIS マークがあることで、その製品が JIS が定めているルールに合格していることが目に見えてわかるようになります。マークがあることによって JIS のルールを満たしていることが改めて分かるという意味で JIS 法は JIS と JIS マークの二本柱によって構成されていると言えます。

製品に JIS マークを表示するためには、登録認証機関から JIS マークを表示しても良いとする認証を受けなければなりません。認証を受けて初めて JIS マークを表示した製品を出荷・販売することが可能になります。

JIS の対象としては鉋工業品、その加工技術、電磁的記録または役務があり、JIS マークはそれらに応じて 3 種類準備されています。

図表 8 JIS マーク



鉋工業品、電磁的記録、役務

加工技術

特定側面

(出所)日本産業標準調査会「JIS マーク」

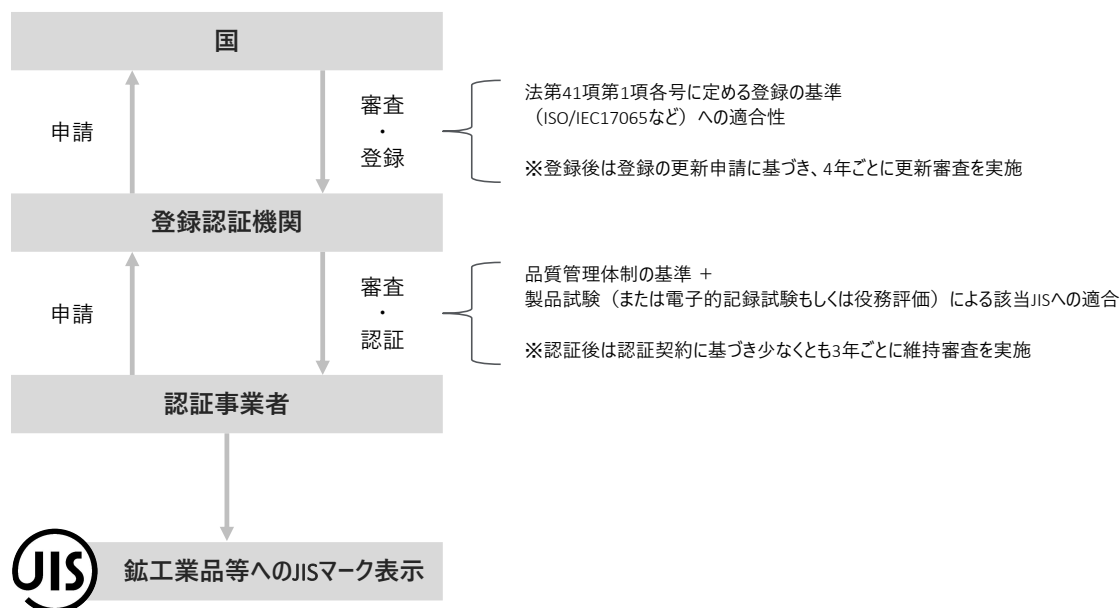
<https://www.jisc.go.jp/newjis/newjismknews.html>

## ■ JIS マークの認証

上述の通り、JIS マークの取得には国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から該当 JIS への適合性に関する審査の結果、認証を受ける必要があります。

審査は、登録認証機関が品質管理体制の基準適合性および製品試験(又は電磁的記録試験もしくは役務評価)により、該当 JIS への適合性評価を行い、これらの基準に全て適合していることが確認されれば認証され、晴れて JIS マークの表示が可能となります。

図表 9 JIS マークの認証



(出所) 日本産業標準調査会「JIS マークとは」を参考に事務局が作成

[https://www.jisc.go.jp/newjis/cap\\_index.html](https://www.jisc.go.jp/newjis/cap_index.html)

### 日本農林規格 (Japanese Agricultural Standards)

#### ■ 日本農林規格 (Japanese Agricultural Standards) とは

日本農林規格 (以下、JAS) とは、「日本農林規格等に関する法律 (昭和 25 年法律第 175 号)」 (以下、JAS 法) に基づいて次の(1)～(4)の規定により制定された規格をいいます。

- (1) 農林物資の品位、成分、性能その他の品質、生産工程、流通工程
- (2) 農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理の方法
- (3) 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定の方法
- (4) (1)～(3)に関する用語

JAS 法において、農林物資とは酒類、医薬品等を除く①飲食料品及び油脂、②いぐさ製品、木材、観賞用の魚等の農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資 (①に挙げるものを除く) であって政令で定めるものをいい、これに該当するものであれば国内外のいずれで生産・製造されたかに関わらず、JAS の制定の対象となります。

なお、既存の JAS については、社会ニーズの変化に対応するために 5 年ごとに見直しが行われます。

#### ■ JAS マーク

JAS マークは、JIS マーク同様に、JAS への適合性を評価して表明するマークです。JAS マー

クを商品購入の際の判断材料にしたり、取引におけるアピールの手段にしたりなど、様々な場面において JAS マークが使用されます。

JAS マークには通常の JAS マークだけでなく、有機 JAS マーク、特色 JAS マーク、試験方法 JAS マークといった様々なマークが存在します。

(1) JAS マーク

品位、成分、性能等の品質について JAS(一般 JAS)を満たす食品や林産物等に付されます。

(2) 有機 JAS マーク

有機 JAS を満たす農産物などに付されます。有機 JAS マークが付されていない農産物、畜産物及び加工食品には「有機〇〇」などと表示することができません。

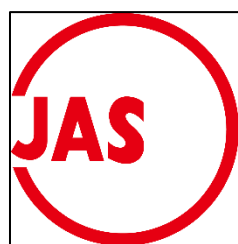
(3) 特色 JAS マーク

相当程度明確な特色のある JAS を満たす製品などに付されます。

(4) 試験方法 JAS マーク

試験方法 JAS を使用した試験の結果などに付されます。

図表 10 JAS マーク



(1) JAS マーク



(2) 有機 JAS マーク



(3) 特色 JAS マーク



(4) 試験方法 JAS マーク 省「JAS について」

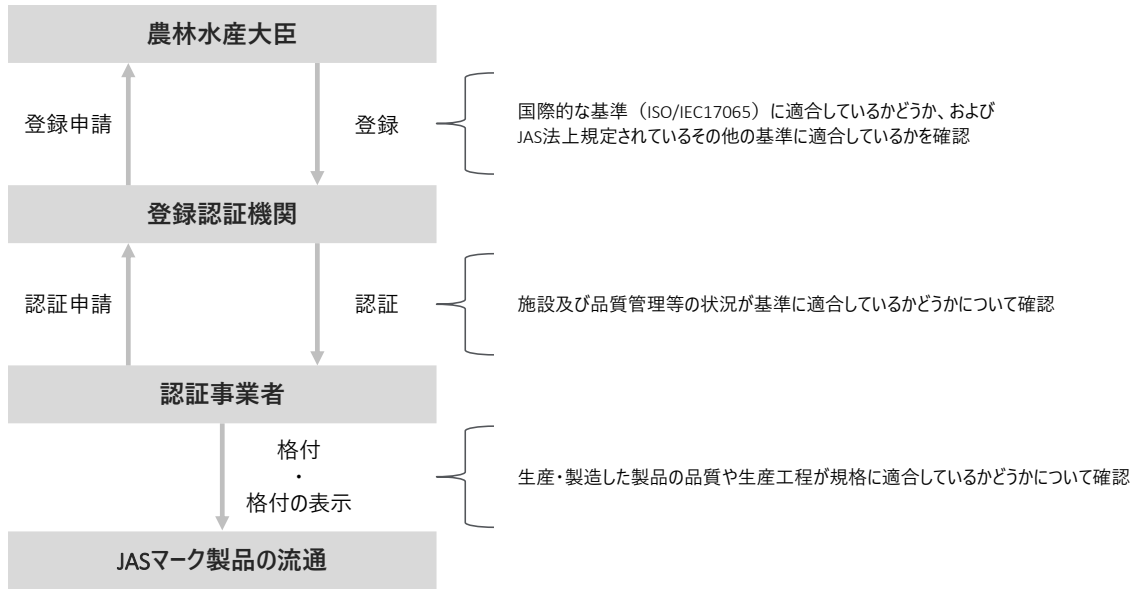
[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/index.html](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/index.html)

#### ■ JAS マークの認証と格付

製品に JAS マークを貼付するには、JAS が制定されている品目についてその製品が該当の JAS に適合していると判定すること(格付)が必要となります。格付は農林水産大臣に登録された第三者機関である登録認証機関の審査を受け、施設や品質管理等の状況が国の定める基準を満たしている事業者を意味する認証事業者だけが可能となっています。

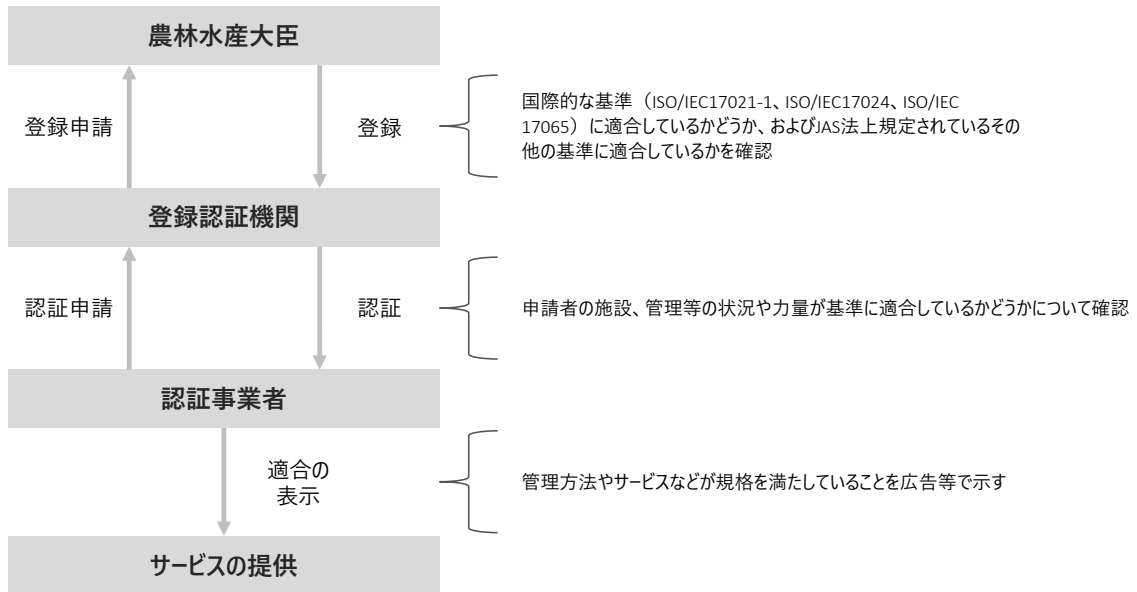
一方、格付を行うかどうかは製造業者等の自由に任されており、JAS マークが付されていないからといって流通に制限はありません。そのような意味では、JAS マーク制度の普及は、基本的に JAS マークにより品質を保証された製品が市場において消費者等に好まれ、選択されることにかかっているといえます。

図表 11 品質等の JAS の認証(格付)



(出所)一般社団法人日本農林規格協会(JAS 協会)「JAS 規格制度」を参考に事務局が作成  
<http://www.jasnet.or.jp/seido2.html>

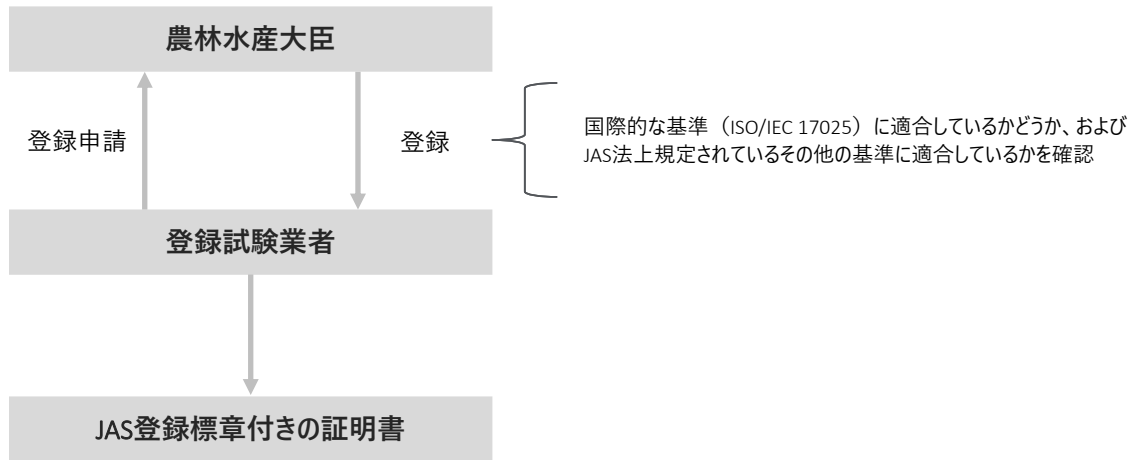
図表 12 取扱い方法の JAS の認証(適合の表示)



(出所)事務局作成



図表 13(参考)試験方法の JAS 登録試験業者の登録の仕組み



(出所)事務局作成

### (3) 国際標準化とは

国際標準化というと馴染みのない言葉に聞こえているかもしれませんが。一方、日本としては国際標準化の取組推進を図って様々な政策、それに基づく事業を行い、国際標準化の重要性を普及しています。ここでは、まず国際標準化というものが何なのか理解いただくことを目的にその概要を紹介します。

#### 国際標準化の必要性

国際標準化とは、様々な製品や事柄についてモノを製造したり、行ったりする際の世界共通の決め事(国際規格)を定めることと言えます。国際標準化の重要性を述べる際に良くスキーの話が例として取り上げられます。

冬季オリンピックにてノルディック複合団体 2 連覇、長野オリンピックではジャンプ陣が活躍するなど、かつて日本スキー陣が一世を風靡した時代がありましたが、その後ジャンプポイントの比重を下げるルールに改訂され、さらに、背の低い日本人にとって不利なスキー板の長さにするルール改訂が行われ、結果、日本人がスキーの種目で成果を上げにくくなってしまいました。このようにたとえどんなに優れた技を持っていても他者によって不利なルールに変更されてしまえば成果を上げることが難しくなってしまいます。

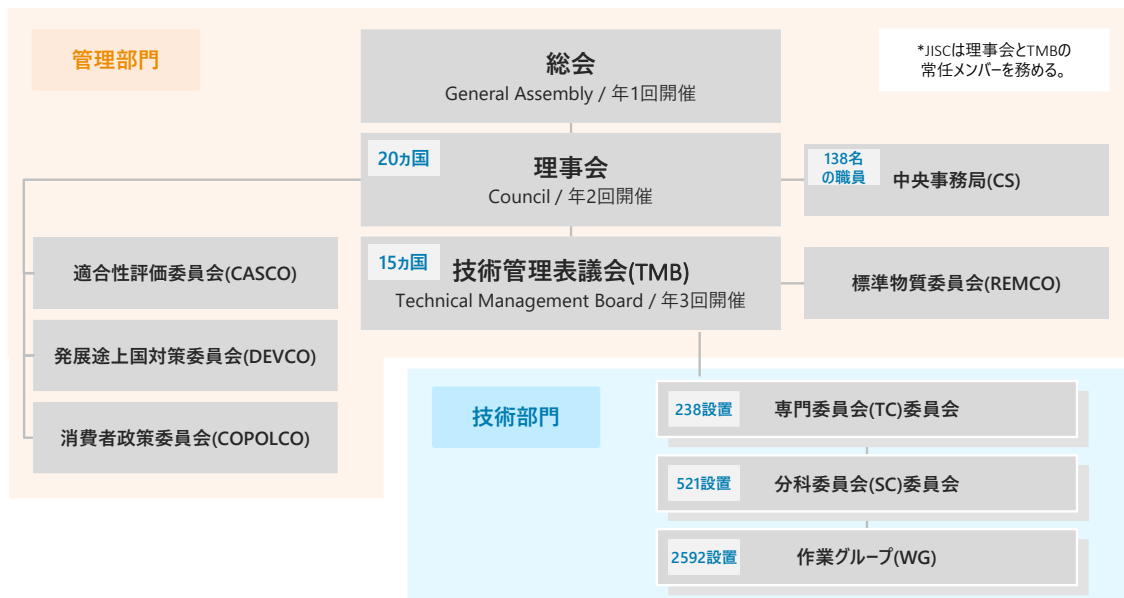
このスキーの話は国際標準化にも当てはまる話であり、すなわち、どんなに優れた研究開発を行っても自己の研究開発が評価されにくい規格の中では、ビジネスの成果を上げにくい状況に陥ってしまうことがあるのです。逆説的に言えば、国際標準化を制したものはビジネスを制することも出来る場合があります。

## 国際標準化機関、規格の紹介

### ■ 国際標準化機構(International Organization for Standardization)とは

国際標準化機構(以下、ISO)はスイス民法による認可に基づいて法人格を有し、国際標準を定めている非政府組織です。ISO は標準化活動の発展を促し、経済活動における国家間協力を発展させることを目的として活動を行っています。

図表 14 ISO の組織図



※各数字は2014年末時点

(出所) 産業技術環境局基準認証ユニット「標準化実務入門」(平成 28 年)を参考に事務局が作成

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/jitsumunyumon/pdf/2015text\\_zenbun.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/jitsumunyumon/pdf/2015text_zenbun.pdf)

#### ① 規格の制定

ISO の規格は、国家間の製品・サービスの取り交わしがより効率的で、安全、そして公正に実行されることを補助し、さらには各国政府に対し法制化や適合性評価に関し基礎的な技術を提供し、技術的革新やより良い管理手法を共有するとともに、製品・サービスの消費者の保護や、その他様々な問題への解決策を提供します。

国際規格の開発にあたっては、まず **New Work Item Proposal** (以下、NWIP) という形で ISO に提案され、それが認められれば案件の性質に従って適切な専門委員会 (Technical Committee、以下、TC) に案件が割り当てられます。TC においては規格の制定プロセスにしたがって議論されます。ISO 規格は TC を中心に開発され、その TC は規格の審議を依頼したり、産業的、技術的、商業的に関連する分野の専門家で構成されています。これらの専門家は、ISO の会

員団体である政府組織や研究機関、消費者団体、非政府組織、そして学術団体などと連携していることが多いと言われています。

なお、規格の審議は TC または分科委員会 (Subcommittee、以下、SC) において以下の 6 段階で行われます。

- 第 1 段階: 提案段階
- 第 2 段階: 準備段階
- 第 3 段階: 委員会段階
- 第 4 段階: 照会段階
- 第 5 段階: 承認段階
- 第 6 段階: 発行段階

## ② ISO 活動への参画方法

企業において、実際に自社製品の仕様や、製品試験の方法などについて国際規格を目指すのであれば、ISO の活動に直接参加する必要が生じます。ISO への加盟は 1 ヶ国 1 機関と定められており、日本からは代表して日本産業標準調査会 (以下、JISC) が加盟しています。しかし、ISO では多種多様な規格の検討がなされているため、各 TC や SC への対応に関しては、それぞれの分野に関係する業界団体等が国内審議団体として設置され、食品分野の TC については、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが国内審議団体として事務局を務めています。標準化を検討する場合は、その分野の国内審議団体の活動に参加することによって ISO 活動に参加する機会を得ることが可能となっています。

図表 15 TC34 の国内審議団体一覧

TC/SC	名称	日本の参加地位	国内審議団体
TC 34	食品	P	(独) 農林水産消費安全技術センター
SC 2	採油用種子及び果実	O	農林水産省 消費・安全局食品安全政策課
SC 3	果実、野菜及びそれらの二次製品	P	(特非) バイオ計測技術コンソーシアム
SC 4	穀物及び豆類	O	農林水産省 消費・安全局食品安全政策課
SC 5	牛乳及び乳製品	O	国際酪農連盟日本国内委員会
SC 6	食肉、家禽、魚、卵及びそれらの製品	O	農林水産省 消費・安全局食品安全政策課
SC 7	スパイス、ハーブ及び香味	O	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業

TC/SC	名称	日本の参加地位	国内審議団体
	調味料		部食品製造課
SC 8	茶	P	農林水産省 農産局 果樹・茶グループ
SC 9	微生物	P	(一財)日本食品分析センター
SC 10	動物用飼料	O	(独)農林水産消費安全技術センター
SC 11	動植物の油脂	O	農林水産省 消費・安全局食品安全政策課
SC 12	官能分析	O	(独)農林水産消費安全技術センター
SC 15	コーヒー	O	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
SC 16	分子生物指標の分析に係る横断的手法	P	(独)農林水産消費安全技術センター
SC 17	食品安全のためのマネジメントシステム	P	(独)農林水産消費安全技術センター
SC 18	ココア	O	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
SC 19	ミツバチ製品	O	農林水産省 消費・安全局食品安全政策課
SC 20	食品ロス及び廃棄	P	(一財)日本規格協会

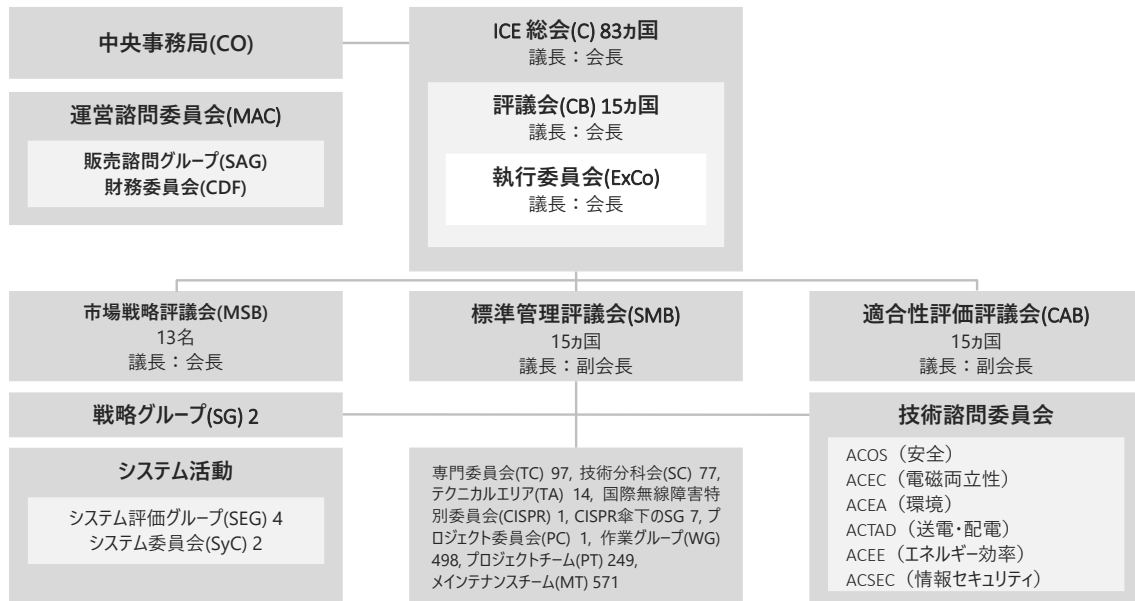
(出所) (独)農林水産消費安全技術センター「日本のISO/TC34(食品専門委員会)への参加状況」を基に事務局作成  
[http://www.famic.go.jp/iso\\_codex\\_information/iso/tc34/tc34\\_sanka.pdf](http://www.famic.go.jp/iso_codex_information/iso/tc34/tc34_sanka.pdf)

#### ■ 国際電気標準会議(International Electrotechnical Commission)とは

国際電気標準会議(以下、IEC)は、ISOと同様でスイス民法による認可に基づいて法人格を有し、電気・電子技術及びその関連技術に関する国際規格を開発し発行する非政府組織です。ちなみにISOではIECの分野は扱わないことになっており、すみ分けが来ています。

IECは電気及び電子の技術分野における標準化の問題及び適合性評価のような関連事項に関する国際協力と国際理解を促進することを主な目的としています。

図表 16 IEC の組織図



(出所) 産業技術環境局基準認証ユニット「標準化実務入門」(平成 28 年)を参考に事務局が作成

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/jitsumunyumon/pdf/2015text\\_zenbun.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/katsuyo/jitsumunyumon/pdf/2015text_zenbun.pdf)

### ① 規格の制定

IEC では扱われる範囲は主に電子、磁気および電磁気、電気音響、マルチメディア、通信、発電および送配電の分野、また、それらに全般的に関連する用語および記号、電磁両立性、測定および性能、信頼性、設計および開発、安全および環境等となっています。

規格開発手順は基本的に ISO と同様であり、ISO/IEC 共通の作業手順書「ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部-専門業務の手順」に従って進められます。

なお、IEC での規格開発作業は以下の 7 段階で行われます。

- 第 0 段階: 予備段階
- 第 1 段階: 提案段階
- 第 2 段階: 作成段階
- 第 3 段階: 委員会段階
- 第 4 段階: 照会段階
- 第 5 段階: 承認段階
- 第 6 段階: 発行段階

### 日本における国際標準化戦略

これまで欧米主導で国際標準化の活動が進められていたこともあり、日本は他国の提案につい

での意見を述べることにとどまるなど受け身の対応となっていました。TC の幹事国や議長ポストも少なく、日本の意見を国際規格に反映することが困難な時代が続いていたのです。

一方、経済のグローバル化の進展の中で、国際市場が一体化するために共通の規格が必要となり、国際標準化の重要性が高まっていき、日本としても国際標準化に対する政策的な取組みの重要性が認識されるようになりました。

日本では官民の適切な役割分担と省庁や産業分野を超えた連携の下で標準化を戦略的に推進していくために、標準化官民戦略が策定され、現在(2022年時点)までに、「新市場創造型標準化業務」や「標準化活用支援パートナーシップ制度」が発足され、また、標準化人材を育成するうえで参考になる「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」も策定されています。

また、農林水産・食品産業分野に焦点を当てると、輸出力強化が課題となる中、海外との取引を円滑に進めるためには日本の事業者にとって取り組みやすく有利に働く規格の制定・活用をすすめる、その国際的な認知度・影響力を高めていくことが不可欠です。そのため、各事業者が独自に国際標準化に取り組むことも可能ですが、JAS を活用し、以下のような手法を実施していくことも有効と考えられます。

- (1) 日本発の規格である JAS と調和のとれた国際規格を制定する手法
  - ・ 日本のモノ・技術を国際的に広げ一般化したい場合(粗悪品の排除、互換性の確保、市場全体の拡大など)
  - ・ 日本のモノ・技術について国際的に共通の「ものさし」を作り、自らの優位性を強調したい場合(性能評価方法など)
- (2) 日本発の規格である JAS そのものを海外において浸透・定着させる方法
  - ・ 日本のモノ・技術の独自性をアピールしたい場合(製品の差別化など)
  - ・ 他国との調整に伴う独自性の希薄化を避けたい場合

上記手法の(1)については、現在、積極的に取組が行われています。例として機能性成分の試験方法の JAS 規格を国際標準化する活動が行われており、現在それに係る提案が行われています。詳細は第**エラー! 参照元が見つかりません**。章の事例集をご参考ください。

農林水産・食品産業分野の ISO 規格等の国際規格の制定に資するよう、農林水産省では、JAS 等の国際標準化による輸出環境整備委託事業において、国内関係者間の合意形成、関係国・機関との調整、国際標準化に係る専門人材の育成のための研修等を進めています。

農林水産・食品産業分野における日本産品を世界的な市場で優位に立たせるためにも国際標準化は必要な取組になっていきます。